施策と官民データ活用推進基本法 第3章（基本的施策）の各条との関係

別表

No.	本文記載	施策名	KPI（進捗）	KPI（効果）	スケジュール	第3章基本的施策の条（◎：主に該当するもの、○：連携するもの）											雛型		府省庁名
						10条	11条	12条	13条	14条	15条1項	15条2項	16条	17条	18条	19条	都道府県	市町村	
1	○	行政手続等の棚卸し	棚卸し進捗率	行政手続等ごとのコストの削減額等	- 行政手続等の実態（法令等における書面・対面規定の洗い出し、添付書類の重複確認等）を把握するための棚卸しが必要。 - 平成29年度末までに棚卸しの結果を取りまとめ、それを踏まえ、府省庁は行政手続ごとにオンライン化原則に向けた見直しの期限や平成32年度までの目標値（進捗率、縮減額等）を明らかにした計画を策定。 - オンライン化原則に向けた業務の見直し（BPR）やシステム改革の推進により、例えば、住民票の写しや戸籍謄抄本の提出不要化等、サービス利用者と提供者双方の負担の最小化と、質の高い行政サービスを実現。	◎	○		○		○								◎内閣官房、全府省庁
2	○	地方－民の行政手続の棚卸し	-	-	- 地方公共団体の行政手続の実態（手続件数、添付書類の重複確認等）を把握するための棚卸しを実施する必要。 - 棚卸しの結果を踏まえ、地方公共団体が優先的に取り組むべき手続とその方策を平成29年度末までに取りまとめ、地方公共団体において策定する官民データ活用推進計画に組み込まれることを促進。また、地方公共団体が優先的に取り込むべき手続とその方策のとりまとめに合わせ、進捗等に関するKPIを設定。 - これにより、国民が窓口に出向かず各種行政の申請をWeb上で完結できること、行政機関等からの情報をWeb上でプッシュ型通知により受けることができること等を実現できる環境を整備。	◎	○		○		○						○	○	◎内閣官房、総務省、関係府省庁
3	○	民－民の取引における対面・書面原則の見直し	法令上オンライン手続不可となっている取引のうち、オンライン手続可能となった取引の数	-	- 民間取引における対面・書面手続の実態（法令上オンライン手続が可能だが、慣習として対面・書面手続が残っている場面の洗い出し、法令上オンライン手続ができない手続の洗い出し。）を把握するための棚卸しの実施が必要。 - 棚卸しの結果を踏まえ、見直し方策や平成32年までに達成すべき目標（評価指標（KPI）等）を定めたプログラムを平成29年度末までに策定。 - これにより、サービス利用者と提供者双方の取引コスト等の縮減を実現。	◎			○		○								◎内閣官房、関係府省庁
4	○	オンライン化原則に向けた法整備等	個別法の改正	-	- 「行政手続等の棚卸し」や「地方－民の行政手続の棚卸し」、「民－民の取引における対面・書面原則の見直し」を踏まえ、平成29年度中に改正が必要な個別法を把握し、平成30年通常国会以降、順次、一括して個別法の改正を実施。	◎													◎内閣官房・総務省、関係府省庁
5	○	行政手続等における住民票の写しや戸籍謄抄本等の提出不要化	住民票の写しや戸籍謄抄本等の提出が不要となった行政手続等の数	住民票の写しや戸籍謄抄本等の取得等に要するコスト縮減額等（年間1千億円超）	- 上述の「行政手続等の棚卸し」等を踏まえ、住民票の写しや戸籍謄抄本等の取得や提出、処理事務に要するサービス利用者と提供者双方の負担の縮減。 - 平成30年上半期までに、マイナンバー制度等を活用した住民票の写しや戸籍謄抄本等の提出不要化に向けた方策を取りまとめ（見直しの期限や平成32年度までの目標値（具体的なKPI（進捗）の値等を含む））、それに基づき取組を実施。なお、戸籍事務へのマイナンバー制度の導入については、平成31年度までに必要な法整備等を実施。	◎			◎		○							○	◎内閣官房、関係府省庁、総務省、法務省
6	○	行政手続等における登記事項証明書の提出不要化	提出不要化した行政手続等の数	取得等に要するコスト縮減額等	- 上述の「行政手続等の棚卸し」等を踏まえ、登記事項証明書の取得や提出、処理事務に要するコストを縮減。 - 平成30年上半期までに登記事項証明書の添付省略が可能な行政手続等を特定し、見直し期限や平成32年度までの目標値（進捗率、縮減額等）を含む具体的な手順・工程表を策定し、それに基づき取組を実施。	◎					○								◎内閣官房・総務省、法務省、財務省、厚生労働省、関係府省庁
7	○	法人インフォメーション等を活用した政府全体のバックオフィス連携	行政機関等の間でバックオフィス連携している手続の数	バックオフィス連携によるコスト縮減額等	- 企業情報（役員の変更等）の変更等に伴い、複数の行政機関（税務署、法務局等）に同様の届出が必要となるなどのコストを縮減。 - 上述の「行政手続等の棚卸し」等を踏まえ、平成30年度上半期までに、バックオフィス連携の対象とする手続やシステムを特定するとともに、平成32年度までの目標値（手続数、縮減額等）等を定めた方針を策定し、それに基づき実施。	◎					○	○							◎内閣官房、経済産業省、関係省庁
8	○	マイナンバーカードと電子委任状を活用した政府調達	マイナンバーカード・電子委任状を活用した電子調達の利用件数	電子応札率	- 国の電子調達システムのオンライン利用を促進し、法人側の調達に係る負担を軽減することが重要。 - 平成29年通常国会に電子委任状の普及促進に関する法案を提出するとともに、その結果を踏まえたマイナンバーカードと電子委任状に対応した電子調達システムを開発。平成30年度に利用開始。	◎			◎		○	○							◎総務省、経済産業省

No.	本文記載	施策名	KPI（進捗）	KPI（効果）	スケジュール	第3章基本的施策の条（◎：主に該当するもの、○：連携するもの）											離型		府省庁名
						10条	11条	12条	13条	14条	15条1項	15条2項	16条	17条	18条	19条	都道府県	市町村	
9	○	社会保険・労働保険関係事務のIT化・ワンストップ化	電子的申請の利用率	行政手続のコスト削減	- 社会保険・労働保険に関する手続に係る事業者の負担軽減を図るため、この分野でのオンライン利用の利便性向上を図る必要。 - 民間システム開発者との対話を通じたAPI対応ソフトウェアの普及促進や添付書類の省略に取り組むとともに、業務フローの可視化、電子申請の利用を前提とした最適化を行い、処理時間を短縮する方策について検討し、結論を得た上で、標準処理時間を設定。これら一連の取組について、規制改革推進会議とも連携しながら平成32年度までに電子化を徹底するための工程表を作成し、実施。	◎					○	○							◎厚生労働省
10	○	住民税の特別徴収税額通知の電子化等	住民税の特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）の正本の電子化実施市区町村の数	-	- 住民税の特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）については、平成28年度から電子署名付きの電子データ（正本）の送付が可能となったものの、対応市区町村数が少数。また、特別徴収税額通知（納税義務者用）については、電子交付が不可。 ＜特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）＞ - 正本の電子化を行っていない市区町村に対して、継続的に助言等の支援を実施。平成29年度中に平成32年度までの目標値（実施市区町村数）を策定。 ＜特別徴収税額通知（納税義務者用）＞ - 平成29年中に電子化の可能性を検討し、結論を得次第速やかに措置。	◎					○							○	◎総務省
11	○	自動車保有関係手続のワンストップサービスの充実	OSSの導入地域数、対象車種数、対象手続数	OSS利用率、OSS申請件数	- 自動車保有関係手続のワンストップサービス（OSS）の利用状況を踏まえつつ、普及の阻害要因が判明した場合に、その解決に向けた検討・取り組みを行うことが必要。 - 環境整備の進まない地域やOSSへの理解が進んでいない関係団体への働きかけ、軽自動車等への対象車種拡大や輸出手続等の対象手続拡大も含めた一連の取組について、具体的な取組内容やスケジュールを平成30年上半期までに取りまとめ。	◎			○		○	○					○	○	◎国土交通省、総務省、財務省、警察庁
12	○	株主総会招集通知添付書類の電子提供の原則化	株主総会の招集通知の添付書類に関し、株主の個別の承諾を要しないで電子提供することができる新たな制度を利用する上場企業の数	-	- 株主総会招集通知の添付書類のインターネットを利用する方法による提供を促進することにより、株主総会の招集の手続を合理化するとともに、株式会社と株主との間のコミュニケーションの質の向上も図る。 - 株主総会の招集通知の添付書類に関し、株主の個別の承諾を要しないで電子提供することができる制度について、平成30年度中を目途に法制審議会の答申を得る。	◎									○				◎法務省
13	○	不動産取引に係る重要事項説明のオンライン化	法人間売買取引の社会実験においてオンラインによる重要事項説明を実施した件数	不動産取引に係る重要事項説明の効率化	- 対面に加えてITを活用した重要事項説明を可能にすることにより、遠距離の場合の負担が軽減されることや、対面するために要する時間の有効活用などの効果が期待。 - 賃貸取引については、平成29年10月以降、重要事項説明のオンライン化の本格運用を開始する。また、法人間売買取引については平成29年8月以降、1年間の社会実験を行い、平成30年度中に結論を得る。さらに、個人を含む売買については賃貸取引における本格運用の実施状況、法人間売買取引の社会実験の検討結果を踏まえて、社会実験又は本格運用を行うことを平成30年度中に検討。	◎													◎国土交通省
14	○	子育て・介護・相続などのライフイベントに係るワンストップサービス	（子育て） 取扱機関数（地方公共団体等） （介護、相続） 対応方針の策定	（子育て） 平成29年度の実施状況を踏まえ検討 （介護、相続） -	＜子育て＞ - 来庁を前提とする手続（対面）や、オンライン化されていない手続（書面）が多く、申請者の手続にかかる負担（時間、費用等）を縮減する必要性が存在。 - 子育てワンストップに関しては、平成29年度中にサービス検索・閲覧の開始、同年10月以降の保育所等の入所申請等を開始。 - これにより、国民が窓口に出向かず各種行政の申請をWeb上で完結できる、行政機関からの情報をWeb上でプッシュ型通知により受けることができることなどを実現。 ＜介護、相続等＞ - 高齢化社会の進展により、今後ますます高齢者に係る手続の増加が見込まれる。その中でも、介護・相続の手続は申請手続種類や申請先が多岐に亘るなど申請者に負担がかかるものもあり、マイナンバー制度の活用等により、その負担を軽減できるものがあると想定。 - 平成29年度内に現状の課題（介護者・相続人の負担状況、申請手続内容等）を整理し、課題解決に向けた方策を取りまとめ。平成30年度から、必要に応じて制度改正、マイナポータルの機能拡充等を行い、可能なものからワンストップサービスを開始。 - 手続きの簡素化により介護者や相続人の負担を軽減。	◎	○		◎	○	○	○						○	◎内閣官房、内閣府、総務省、厚生労働省、金融庁、関係省庁
15	○	産業保安手続のスマート化	申請手続を電子化した手続の数	現行紙で申請されている諸手続の全面的なオンライン化	- 産業保安法令（電気事業法、ガス事業法、鉱山保安法等）における事業者の申請手続は毎年約25万件にのぼるが、それらは全て現状紙申請でされており、官民ともに大きな負担。 - 平成29年度に①安全を前提とした現行手続の簡素化・標準化、②電子申請システムの要件定義を実施。平成30年度にシステムの詳細な仕様を固めた上で構築を開始し、早ければ平成31年度からの電子申請サービス開始を目指す。	◎					○						○	○	◎経済産業省
16		鉱業権の登録手続等の電子化と鉱区情報等のデータ利活用の促進	-	オンライン申請の件数、オープン化された鉱区情報等データへのアクセス件数	- 平成31年度中にシステム供用開始を目指す。	◎	○				○								◎経済産業省

No.	本文記載	施策名	KPI（進捗）	KPI（効果）	スケジュール	第3章基本的施策の条（◎：主に該当するもの、○：連携するもの）											雛型		府省庁名
						10条	11条	12条	13条	14条	15条1項	15条2項	16条	17条	18条	19条	都道府県	市町村	
17		化学物質規制に関する届出の効率化	システムの開発	システムの導入率	今国会で審議している改正化審法案が成立した場合、平成31年1月に施行を予定しており、それに合わせて事業者の届出・申出支援システムの開発及び改修を行うことで、新制度の対応とコスト削減を目指す	◎													◎経済産業省
18		戸籍事務へのマイナンバー制度の導入について	必要な法整備の実施	効果に関するKPIは検討後に別途設定	戸籍事務へのマイナンバー制度の導入ついて検討するために立ち上げた有識者の会議体（戸籍制度に関する研究会および戸籍システム検討ワーキンググループ）において、調査研究の検討結果等を踏まえ、必要な論点の洗い出しや整理を行い、平成31年度までに必要な法整備等を実施すべく検討を進める。	◎			○		○								◎法務省
19	○	公開ルールの策定と、それに基づいた府省庁が保有する行政データの棚卸しの実施	棚卸し進捗率	–	– 潜在的なものも含め、オープンデータに対する民間ニーズを把握し、それに即したデータ公開を促進することが必要。 –「オープンデータ基本指針」（平成29年5月30日IT本部・官民データ活用推進戦略会議決定）に基づき、国等が保有するデータの実態把握に向け、平成29年内に府省庁が保有するデータの「棚卸し」を実施。		◎									○	○	○	◎内閣官房、全府省庁
20	○	官民ラウンドテーブルの開催と、民間ニーズに則したオープンデータ推進	官民ラウンドテーブルの開催を通じてオープンデータ化されたデータセット数	–	– 平成29年内に実施する行政データの棚卸し結果を踏まえ、平成29年度下期に重点分野を中心に官民ラウンドテーブルを開催し、地方公共団体や事業者が保有するデータを含め、データの公開・活用の在り方（目標値や効果指標を含む。）を整理し、更なるオープンデータ化を推進。 – これにより、オープンデータを活用した新たなサービス創出や諸課題を解決。		◎										○	○	◎内閣官房、関係府省庁
21	○	オープンデータ・バイ・デザインの推進	各府省庁での実行計画策定率	オープンデータ・バイ・デザインによるオープンデータ数及び当該データアクセス・ダウンロード数	– 行政手続や情報システムがオープンデータを前提としていないため、各府省庁が保有するデータのオープンデータ化が限定的でデータの活用が不十分。 – 平成29年内に「デジタル・ガバメント推進方針」（平成29年5月30日IT本部・官民データ活用推進戦略会議決定）に基づく政府全体の実行計画を策定し、それに基づき、平成30年度内にオープンデータ・バイ・デザインを盛り込んだ府省庁の実行計画（KPI、取組機関等を含む。）策定率100%を目標に推進。 – 更なるオープンデータ化を推進し、新たなサービス創出や諸課題を解決。		◎				○						○	○	◎内閣官房、全府省庁
22	○	地方公共団体が保有するデータのオープンデータ化の推進	オープンデータに取り組む地方公共団体数	–	– オープンデータに取組済の地方公共団体は279団体（平成29年5月現在）であり、全体の約15%。今後、各地方公共団体のニーズも踏まえた更なる支援を行うことが必要。 – 従来の伝道師の派遣等による支援に加え、平成29年中に地方公共団体が最低限公開することが望ましいデータセット・フォーマット標準例の提示や、都道府県・市町村官民データ活用推進計画の雛型への反映を行うとともに、地方公共団体職員等向けの試験環境の整備、及びデータを保有する地方公共団体と民間事業者等との調整・仲介（マッチング）機能の創設などの支援を通じ、平成32年度までに地方公共団体のオープンデータ取組率100%を目標に推進。 – これにより、地域における新たなサービスの創出や諸課題を解決。		◎				○						◎	○	○	◎内閣官房、総務省
23	○	都市計画に関するデータの利用環境の充実	都市計画基礎調査情報をオープンデータ化した地方公共団体数	–	– 個人情報の処理方法が確立されていないなどの理由により、地方公共団体が保有する都市計画基礎調査情報のオープンデータ化が進展していない。 – 平成29年度中に検討委員会を設置し、個人情報保護との関係に係る課題の整理等を踏まえつつ、データの共通フォーマットを作成するなど、平成30年度中にガイドラインを作成し、都市計画基礎調査情報（建物利用現況、土地利用現況等）のオープンデータ化を促進。		◎										○			◎国土交通省
24	○	不動産登記情報の公開の在り方の検討	–	–	– 不動産登記情報については、有料でオンライン提供されている。 – 不動産データにおける登記情報の重要性に鑑み、個人情報保護に留意した上で、国民の利便性向上の観点から、情報範囲を限定した無償公開の可否も含めて登記情報の公開の在り方について検討し、所要の見直しを実施。		◎												◎法務省
25	○	登記所備付地図データの事業者等への提供	–	–	– 登記所備付地図の電子データは当該データが加工可能な形式で民間事業者に提供されていないことが課題。 – 平成29年度より制度面・システム面等の課題の整理を行い、平成33年度までに登記所備付地図の電子データの提供を可能とすることを目標に推進。		◎												◎内閣官房・法務省
26	○	政府衛星データのオープン化及びデータ利用環境整備	オープン化されたデータ数、データへのアクセス数	新たなサービス創出の件数	– 宇宙をビッグデータ基盤として位置づけ、政府衛星データ（安全保障用途に係るものを除く。）について、平成32年度までに、国際的な動向等も踏まえつつ、原則無償での利用によるオープン化及び利用者目線での具体的な開示方法等の整備を行い、新たなビジネスを創出。		◎				○								◎経済産業省、国土交通省、文部科学省
27	○	データに対する投資に見合った適正な対価を得ることができる環境整備	–	–	– 価値あるデータの保有者及び利用者が安心してデータを提供し、かつ利用できる環境を整備するため、データの不正取得の禁止や暗号化など技術的な制限手段の保護強化等について、平成30年通常国会への法案提出を視野に詳細な検討を実施。		◎												◎経済産業省

No.	本文記載	施策名	KPI（進捗）	KPI（効果）	スケジュール	第3章基本的施策の条（◎：主に該当するもの、○：連携するもの）											離型		府省庁名
						10条	11条	12条	13条	14条	15条1項	15条2項	16条	17条	18条	19条	都道府県	市町村	
28	○	著作権法における柔軟性のある権利制限規定の整備	著作権制度の見直しを含む必要な措置の実施	-	- 文化審議会著作権分科会報告書（平成29年4月）の結論を踏まえ、AIの作成を促進する観点からも、速やかな法案提出に向けて、必要な措置を講ずる。		◎												◎文部科学省
29	○	教育の情報化の推進	著作権制度の見直しを含む必要な措置の実施	-	- ICT活用教育における著作物の円滑な利活用に向けて、文化審議会著作権分科会報告書（平成29年4月）の結論を受け、授業の過程における著作物等の公衆送信の円滑化について、新たに補償金請求権付の権利制限規定を整備するなど必要な措置を実施。その際、平成27年4月から高等学校で解禁された「同時双方向型の遠隔授業」における著作権制度上の課題について検討を行い、必要な措置を実施。教員・教育機関間の教育目的での教材等の共有については、より詳細なニーズを把握した上で、引き続き検討。 - デジタル教科書に関する学校教育制度上の見直しの状況を踏まえ、教科書に係る権利制限の見直しについて検討し、必要な措置を実施。 - 教育機関における著作権法に関する研修・普及啓発活動の促進について検討し、必要な措置を実施。		◎												◎文部科学省
30	○	権利情報を集約したデータベースの利用促進	データベースの利用促進に係る措置を実施	-	- 権利処理手続を円滑化し、コンテンツの活用を促進するため、コンテンツ等の権利情報を集約化したデータベースの利用促進を官民が連携して分野ごとに推進。		◎												◎文部科学省
31	○	データ利用権限の明確化を通じたデータ流通・活用の促進	-	ガイドライン等を活用した企業数	- 契約においてデータの利用権限を公平に取り決めるための考え方を示すことを目的とした「データの利用権限に関する契約ガイドライン」等を踏まえて、事業者間での適切な契約締結を促し、データ流通及び利活用の活性化を図る。		◎	○											◎経済産業省、総務省
32	○	統計データのオープン化の推進・高度化	e-Statで公表される機械判読に適した形のデータ数、匿名データ及び調査票情報の提供数	e-Statでの統計表の利用件数、API機能による統計データの取得数、統計LODの利用件数、オンサイト施設利用数	- 統計データについては、高度に利活用可能な形式での統計データ（元となるデータを含む。）の提供に対する要望。 - 平成29年度中に「政府統計の総合窓口（e-Stat）」で公表される統計データから機械判読に適したXML形式の逐次提供を開始。また、平成30年度中に、統計データに関する利用者ニーズを把握する仕組みの導入、匿名データ利用に係る目的制限緩和、調査票情報の提供に関する利用要件の緩和等の制度面・運用面の見直し、オンサイト施設の設置数を拡大。 - これらにより、統計データの高度利用を促進し、「証拠」に基づく政策立案の実現とともに、新たなサービスの創出に寄与。		◎				○								◎総務省
33	○	法人情報の利活用促進	法人インフォメーションへのデータ掲載数	-	- 法人情報に関するデータ連携を更に進めるためには、利活用ニーズに即した形で法人インフォメーションのデータを拡充していくことが必要。 - 産業界との対話の場を通じて民間ニーズの高い法人情報（許認可情報、間接補助金の受託情報等）を特定するなど、平成29年度中に更なる法人インフォメーションの掲載情報拡充に向けた方針（将来的な効果やその目標を含む）を整理。平成30年までに100万件のデータ登録を目指す。さらに、法人番号を活用しつつ、法人情報関連の政府システムとのAPI連携を推進。 - これらの取組を通じ、ビジネスにおける法人情報の利活用推進や、行政手続のデジタル化・簡素化等を図り、企業の生産性向上や新規ビジネスの創出を促進。		◎				○	○							◎経済産業省、内閣官房、関係省庁
34	○	訪日外国人観光客等に有益な飲食店や観光資源等の観光情報のオープンデータ化推進（地方公共団体が保有する情報の公開促進を含む）	地方公共団体向けの官民データ活用推進計画に公開すべき観光関係情報のリストを盛り込み	新たな観光サービス創出の件数	- 訪日外国人観光客等が増加しつつあるものの、観光関係情報の多言語の対応が進んでいない。 - 事業者等による多言語対応の情報提供サービスの創出等を促進するため、平成32年までに全ての地方公共団体で観光関係情報をオープンデータ化。 - これにより、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた訪日外国人観光客への情報提供の充実及び新たな観光サービスを創出。		◎									○	○	○	◎内閣官房、国土交通省、総務省、文部科学省、厚生労働省
35	○	農業関係情報のオープンデータ化の推進	-	農業データ連携基盤を活用したサービス提供件数	- 農業者の生産性向上や経営の改善に資する土壌、統計、研究成果、市況等の公的データについて、平成30年度末までに農業データ連携基盤を通じて、順次オープンデータ化及び提供。		◎					○					○	○	◎農林水産省
36	○	気象情報の利活用の促進	気象庁ホームページで提供するデータ数	気象庁ホームページで提供するデータへのアクセス数	- 事業者においては、気象データを高度に利用する取組が低調となっており、促進する必要性が存在。 - 平成28年度に発足した産官学による「気象ビジネス推進コンソーシアム」の取組や、基盤的な気象観測・予測データの公開を通じ、農業をはじめとする多くの産業分野での気象情報の利活用を促進。また、平成29年度中に省令等の必要な制度を見直し。平成32年までの集中取組期間において、「気象ビジネス推進コンソーシアム」を通じたセミナーや官民対話を実施。 - これにより、気象情報の利活用を促進。		◎												◎国土交通省

No.	本文記載	施策名	KPI（進捗）	KPI（効果）	スケジュール	第3章基本的施策の条（◎：主に該当するもの、○：連携するもの）											雛型		府省庁名
						10条	11条	12条	13条	14条	15条1項	15条2項	16条	17条	18条	19条	都道府県	市町村	
37	○	公的研究資金による研究成果のオープンデータ化の推進	–	–	– 研究分野の特性や、保護すべきデータ等に配慮した上で、科学技術研究活動の効率化と生産性の向上を目指し、インセンティブやコスト負担等の課題整理を含め、推進方策を検討する。これに基づき、平成32年までの集中取組期間において、公的研究資金による研究成果（研究データ、論文等）のオープンデータ化を推進。		◎												◎内閣府、文部科学省、関係省庁
38	○	i-Constructionの推進による3次元データの利活用の促進	公共工事の3次元データを利活用するためのルール及びプラットフォームの整備	–	– 調査・測量から、設計、施工、検査、維持管理・更新までの全ての建設生産プロセスでICT等を活用する「i-Construction」を推進し、平成37年度までに建設現場の生産性の2割向上を目指す。 – 平成31年度までに、橋梁・トンネル・ダム等の工種に加え、維持管理を含む全てのプロセスにおいてICT、3次元データ等を利活用するための基準類を整備するとともにプラットフォームを構築し、オープンデータ化を推進。		◎					○							◎国土交通省
39	○	交通事故及び犯罪に係る情報の公開の在り方の検討	–	–	– 交通事故情報及び犯罪情報については各種統計データが公表されているが、更なる粒度の細かいデータを公開することによって、関係団体や地域住民等による自主的な交通事故防止対策及び犯罪抑止対策を促進することができる可能性。 – 交通事故及び犯罪の防止に資するよう、既存の統計データだけでなく、交通事故及び犯罪に係る発生場所、発生状況等の可能な限り粒度の細かいデータを二次利用可能な形で公開することの可否について、プライバシーの問題も踏まえつつ、平成29年度中に検討し、結論を得る。		◎									○	○		◎警察庁
40	○	ICTを活用した歩行者移動支援の普及促進に向けた取組の推進	オープンデータ化されたデータ数	サービスが実現された箇所数	– 平成32年までに主要空港から2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会会場まで屋内外シームレスな移動支援を可能とする民間サービスの実現。		◎						○			○	○	○	◎国土交通省
41	○	公共交通機関の運行情報（位置情報等）等のオープンデータ化	運行情報等をオープンデータ化した事業者の数	–	– 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、平常時を超える交通需要への対応や訪日外国人観光客等への対応が必要。 – 平成29年度に官民で諸課題を検討し、平成30年度から順次取組を開始。平成32年度までにオープンデータを活用した公共交通機関の運行情報等の提供を開始することを目指す。 – これにより、同競技大会期間中における円滑な輸送に寄与。		◎									○	○	○	◎国土交通省
42		AEDの設置位置情報のオープンデータ化の促進	–	AEDの利用が高まり、救命率が向上	AEDの位置情報を収集し公開している日本救急医療財団に対して、平成29年度中に、オープンデータ化についての検討を促す。		◎												◎厚生労働省
43		介護サービス情報公表システムを活用した効果的な情報提供	空き情報を掲載している介護事業所・施設数	–	利用者・家族等が空き情報のある介護事業所・施設を検索しやすくなるよう平成29年度中にシステム改修を行う。		◎				○						○	○	◎厚生労働省
44		保育所や放課後児童クラブの利用に関する有益な情報の公開促進	平成32年までに、保育所や放課後児童クラブに関する有益な情報をオープンデータ化した自治体数	–	保護者の選択に資するような、保育所や放課後児童クラブの利用に関する有益な情報を二次利用可能なオープンデータとして公開するよう地方公共団体に対し働きかける。		◎				○						○	○	◎厚生労働省、◎内閣府、内閣官房
45		「レセプト情報・特定健診等情報データベース」（NDB）に係る情報のオープンデータ化の充実	年1回のNDBオープンデータの公表	–	–「レセプト情報・特定健診等情報データベース」（NDB）は、データを研究者や民間を含む一般に広く入手可能にすることを目的として、オープンデータ化に取り組んでいる。 – 平成27年度に診療行為や薬剤、地域などの項目毎に国が都道府県別、性・年齢別の集計を行い集計結果を公表。第2回NDBオープンデータは、有識者検討会を踏まえ、一定の診療報酬の加算項目の集計を盛り込むなど更なる充実化を図り平成29年度に公表予定。		◎				○								◎厚生労働省
46		公共データの民間開放の推進	各年毎に、計画化されている公共データの公開について、ラウンドテーブル等のニーズ把握に基づく、オープンデータ化の実施率100%	公共データの活用促進による、新たなサービスやベンチャー企業等の創出	– 公共データの民間活用を推進 – 共通語彙基盤を活用しつつ、平成29年1月に開設した法人インフォメーションの法人活動情報の更なる充実や、バイオ（生物機能）情報のデータ化、 ビルや工場の省エネ関連データのオープン化に順次取り組む。 –民間ニーズを把握するため、ラウンドテーブルを開催し、確かなニーズのデータのオープン化や、利活用環境を整備。 –これらによって、公共データの活用が促進され、新たなサービスや事業の創出が期待される。		◎									○			◎経済産業省
47		【学習済みモデルの適切な保護と利活用促進】 学習済みモデルの契約による適切な保護の在り方の検討。	–	–	「知的財産推進計画2017」（平成29年5月）に基づき、学習済みモデルの保護については、AI の技術の変化等を注視するとともに、まずは、契約による適切な保護の在り方について、具体的に検討を進める。		◎	○											◎内閣府、◎経済産業省
48		データ構造の特許審査に係る事例の周知	説明会等の実施回数	–	– IoTやAI等の技術の進展に伴って創出されるデータ構造を適切に保護する必要。 – 特許取得の予見性を高めるため、平成28年度に公表したデータ構造に関する特許審査事例について、平成29年度以降、説明会や意見交換会等を通じて、国内外のユーザーに広く周知。		◎												◎経済産業省
49		全国版空き家・空き地バンクの構築・活用	–	賃貸・売却用等以外の「その他空き家」の発生抑制	– 全国の空き家・空き地がワンストップで検索可能な、「全国空き家・空き地バンク」の構築に向け、平成29年度中に必要な検討・調整を行う。		◎					○				○			◎国土交通省

No.	本文記載	施策名	KPI（進捗）	KPI（効果）	スケジュール	第3章基本的施策の条（◎：主に該当するもの、○：連携するもの）											離型		府省庁名
						10条	11条	12条	13条	14条	15条1項	15条2項	16条	17条	18条	19条	都道府県	市町村	
50		G空間社会の実現に向けた取組の推進	地理院地図への反映率、電子基準点の観測データの取得率	地理空間情報ライブラリー利用数	次の取組を継続して実施する。 -基盤地図情報・電子国土基本図を国・地方公共団体等との連携の下、着実に更新を実施し、道路等の重要な項目については更新頻度の向上を図り、速やかに提供する。 -地理空間情報ライブラリーの内容の充実、機能追加等サイト改良を行う。 -GNSS連続観測システム（電子基準点）の運用を行う。		◎												◎国土交通省
51		官民境界情報等の利活用の促進	–	–	国や地方公共団体等による地籍整備事業で明確になった官民境界情報等（基準点や道路境界等の位置情報）については、各地方公共団体等が個別に管理しており、WEBサイト等による公表や情報の利活用も進んでいなかった。 官民境界情報等の幅広い分野での利用の促進のため、平成29年度より官民境界情報等のオープンデータ化に向けた課題の整理及び具体的方策の検討を行う。		◎												◎国土交通省
52		防災・減災のため、必要な情報を円滑に共有できる仕組みの構築及び緊急時における公開に係る検討	–	–	効果的な災害対応を行う上で必要な情報・データについて、情報の所有者等との調整を踏まえ、その提供手法や提供期間、提供対象等のルールについて平成29年度中に検討を行い、円滑に情報共有するための仕組みを構築。さらに、緊急時において被災地における災害対応及び早期復旧に資する観点から、公開することが有効であると考えられる情報の整理及び適時適切な公開の仕組み等について検討。		◎					○				○	○	○	◎内閣府、関係府省庁
53		海外安全情報のオープンデータ化（機械判読型データ提供）	オープン化されたデータの利用数	オープン化されたデータを利用したサービスの利用者数（SNS利用者数含む）	– これまで、海外安全に係る情報の提供は海外安全ホームページやメール（在外領事発出の「領事メール」）等に限られていた。 – 外務省の媒体以外を通じて発信できるようにするため、平成29年度中に海外安全に係る情報を機械判読可能なデータとして提供する。 – これにより、海外渡航者等が普段から利用するアプリ等を通して，より身近に海外安全情報に接することが可能となる。		◎												◎外務省
54		全国の暑さ指数のオープンデータ化	– 平成29年度に、暑さ指数の政府標準利用規約2.0に基づくオープンデータ化の実現 – サイトへのアクセス数	– 暑さ指数データの市場認知が高まり、熱中症の発症者数減	– 環境省の「熱中病予防情報サイト」で公開している「暑さ指数（WBGT）」の利用拡大のため商用利用制限を開放。 – 平成29年上半期に政府標準利用規約2.0に準拠・提供することによって、多様な事業者による情報提供サービスの創出を支援。 – これらにより、データを活用する事業者の拡大を促し、新たなサービスの創出が期待できる。		◎												◎環境省
55		気候変動適応情報プラットフォーム	更新回数	サイトへのアクセス数	– 気候変動適応情報（気候変動、影響、適応策、将来予測等）のデータベース化と提供サイト構築		◎					○							◎環境省
56		不動産の取引価格の整備①（不動産取引価格情報）	不動産取引価格情報の提供件数	不動産取引価格情報を掲載する土地総合情報ライブラリーのアクセス件数	– 引き続き、情報の整備・提供を行う。		◎					○							◎国土交通省
57		不動産の取引価格の整備②（不動産価格指数の開発・提供）	不動産価格指数の公表回数	不動産価格指数を掲載するホームページのアクセス件数	– 引き続き、情報の整備・提供を行う。’		◎					○							◎国土交通省
58		企業の海外進出、輸出促進の観点で、電子機器輸出の際の有害物質における諸外国の規制基準に関する情報のオープンデータ化推進	オープンデータ数	–	– 平成29年度中に、諸外国の有害物質規制基準に関する情報について機械判読性の高いファイル形式でオープンデータ化する。		◎												◎経済産業省
59		求職者への有効な情報発信や企業側の自発的な働き方改革につながる「女性の活躍推進企業データベース」のデータのオープンデータ化の推進（法人番号の付記による法人インフォメーションとの連携を含む）	法人番号の付記、二次利用に関するルールの明確化の実施状況	–	– 平成32年までに企業情報のオープンデータ化の推進を図る。		◎				○								◎厚生労働省、内閣府、経済産業省
60		自治体保有のものも含め調達情報（落札情報を含む）のオープンデータ化の推進（法人番号の付記を含む）	各府省における調達情報のオープンデータ化及び調達情報への法人番号の付記の進捗率	–	– 中央省庁や地方公共団体保有の調達情報のオープンデータ化を推進するとともに、調達情報への法人番号付記の更なる推進と法人インフォーメーションとの連携を図る。平成32年までに全府省において調達情報のオープンデータ化及び調達情報への法人番号の付記を開始する。		◎									○	○	○	◎内閣官房、全府省庁
61		国・地方公共団体の所有する法人情報に係るデータへの法人番号併記の促進	法人番号併記に係る各府省庁の取組の進捗	法人番号の併記率	国・地方公共団体が法人に係る情報を公開する際の法人番号の併記及び所要の関連手続きの見直しを進め、平成30年1月以降、原則、法人に係る情報を公開する際には法人番号を併記。		◎		○		○						○	○	◎内閣官房、関係府省庁
62		法人が活動しやすい環境の推進	法人番号公表サイト等のシステム改修の進捗	法人番号公表サイトの英語表記の企業数及びフリガナ表記の企業数	法人が活動しやすい環境を実現するべく、法人名のフリガナ表記については、平成30年度早期に、登記手続の申請の際にフリガナの記載を求めるとともに、法人番号公表サイトにおけるフリガナ情報の提供を開始。また、既に開始している同サイトにおける英語表記企業の登録数については、平成30年度の登録結果を踏まえ、促進施策の検討と対策を実施。		◎		○		○								◎内閣官房、法務省、財務省、経済産業省、関係省庁
63		著作権者不明等の場合の裁定制度の改善	著作権制度の見直しを含む必要な措置の実施	–	権利者不明著作物等の利用を円滑化するため、著作権者不明等の場合の裁定制度における補償金供託の仕組みについて見直すとともに、利用者による権利者探索コスト低減のため、必要な措置を講ずる。		◎												◎文部科学省

No.	本文記載	施策名	KPI（進捗）	KPI（効果）	スケジュール	第3章基本的施策の条（◎：主に該当するもの、○：連携するもの）											離型		府省庁名
						10条	11条	12条	13条	14条	15条1項	15条2項	16条	17条	18条	19条	都道府県	市町村	
64		生物多様性の保全を促すための生物種の生息状況の調査および調査成果の公開	オープンデータ数	データベースへのアクセス数	平成29年度以降も継続的に生物種の生息状況の調査に取り組み、オープンデータの拡充を目指す。		◎												農林水産省、◎環境省
65		データに対する投資に見合った適正な対価を得ることができる環境整備	–	–	– 価値あるデータの保有者及び利用者が安心してデータを提供し、かつ利用できる環境を整備するため、データの不正取得の禁止や暗号化など技術的な制限手段の保護強化等について、平成30年通常国会への法案提出を視野に詳細な検討を実施。		◎												◎経済産業省
66		DPCデータに係るデータベースのシステム運用の開始と第三者提供	–	–	DPCデータに係るデータベースについて、平成29年度よりシステム運用を開始し、第三者提供を実施する。		◎												◎厚生労働省
67		データ利活用に関連する競争政策上の論点整理	「データと競争政策に関する検討会」報告書の公表	–	– OECDや海外の競争当局における議論では、データの収集及び活用が、市場支配力の強化を招き、新規参入を困難にするおそれがあるなど、競争政策上の課題が指摘されている。 – 公正取引委員会競争政策研究センター内に設置した「データと競争政策に関する検討会」において、データ活用に関連する競争政策上の論点の議論を整理し、報告書を公表する（平成29年6月目処）とともに、引き続き、必要な情報収集を行う。		○												◎公正取引委員会
68	○	いわゆる情報銀行やデータ取引市場等の実装に向けた制度整備	–	–	– プライバシー保護に関する漠然とした不安等を背景として、データの活用が企業内やグループ内にとどまるなど、企業や業界を越えたデータの流通・活用が十分に進んでいるとは言い難い状況。 – 個人関与の下でのデータ流通・活用を進める仕組みであるPDS、情報銀行、データ取引市場の実装に向け、データ流通環境整備検討会の「中間とりまとめ」（推奨指針を含む。）を踏まえた実証実験や諸外国の検討状況等を注視しつつ、必要な支援策、制度の在り方等について検討し、平成29年中に結論を取りまとめ。 – このような仕組みの実装により、データ活用による便益が個人及び社会に還元され、国民生活の利便性の向上や経済活性化等を実現。			◎				○							◎内閣官房、総務省、経済産業省、国土交通省、厚生労働省
69	○	個人情報及び匿名加工情報の取扱いに関する相談対応及び情報発信	–	–	– 個人情報の保護と適正な利活用をバランスよく推進するという改正個人情報保護法の趣旨の更なる浸透が必要。 – 個人情報保護委員会は、個人情報及び匿名加工情報の取扱いに関する事業者からの相談受付を平成29年度上半期中に開始するとともに、相談結果等を踏まえた事例集の公表等の情報発信や認定個人情報保護団体等の民間の自主的取組の支援等について平成29年度中に検討を行い、適切な利活用環境を継続的に整備。 – データの円滑な流通・活用を実現することにより、経済活性化や国民生活の利便性の向上等を促進。			◎												◎個人情報保護委員会
70	○	IoT推進コンソーシアム・IoT推進ラボの取組等を通じた革新的モデル事業の発掘・育成等	支援を行った企業数	IoT関連ビジネスの市場規模	– 産業競争力を強化するためには、我が国が強みを有する製造現場等のリアルデータの活用等を通じて、具体的なビジネス展開を推進していくことが重要。 – そのため、課題解決型のプロジェクトの発掘や産業データを活用したデータ分析コンテストの開催等を通じて、先進プロジェクトの創出や支援等を実施。 – また、地方版IoT推進ラボの取組や地域未来投資促進法に基づき今後3年間で2,000社への支援を目指すことにより、地域におけるIoT、AI、ビッグデータ等を活用した新たなビジネスの創出・発展を図る。 – これにより、データを活用した新たなIoTビジネスモデルの創出・育成を促進。			◎									○	○	◎経済産業省、総務省
71	○	データ活用ビジネス促進のための事例集等の作成	–	事例集等を参考にデータ活用ビジネスに取組んだ企業数	– データ活用を検討する事業者においては、データ提供に当たっての具体的なケースにおける個人からの同意の取得方法やステークホルダー間の権限等が必ずしも明確でないことから、データ取引等に懸念が存在。 – このため、平成29年度以降も、事業者からのデータ流通・管理・活用等に関する相談をユースケースベースで受け付け、検討結果を取りまとめた事例集の充実と普及促進を行うなど、懸念解消に向けた取組を強化。 – また、データ流通市場の環境整備のため、データ流通事業者間の自主ルールの策定等を推進する民主導の横断的な枠組みが構築されるよう、必要な支援を行う。これらの取組により、事業者間のデータ流通を促進し、データを活用したビジネスを創出。			◎				○							◎経済産業省、総務省、個人情報保護委員会
72	○	「IoTの面的展開」の推進	具体的な制度整備等の進展	平成32年までにIoTの面的展開を実現	– 技術の進展等により、様々なIoTソリューションが実際に導入可能なフェーズとなってきているが、スイッチングコストや新たな技術への不安感等により、市場原理だけでは導入が進まない可能性が存在。社会実装が可能となったソリューションについては、社会課題解決や生産性向上、イノベーション促進等の観点から積極的に導入を進め、初期市場を創出することにより継続的な市場の発展を促すことが重要。 – そのため、客観的なデータ・エビデンスに基づいてソリューションの性能や導入の費用対効果等の評価を行い、様々な制度への導入（行政手続への導入や、支援措置との連携、法制度に基づく規格化等）を通じてソリューションの面的普及を後押しする一体的なサイクルを構築することで、迅速な社会実装を実現。その仕組みの構築について、本年から具体的な検討を開始。 – これにより、IoTの面的展開及び社会課題の解決、生産性向上等を実現。			◎			○					○			◎経済産業省

No.	本文記載	施策名	KPI（進捗）	KPI（効果）	スケジュール	第3章基本的施策の条（◎：主に該当するもの、○：連携するもの）											離型		府省庁名
						10条	11条	12条	13条	14条	15条1項	15条2項	16条	17条	18条	19条	都道府県	市町村	
73	○	健康・医療・介護等データの流通・利活用環境の実現	PHR実証モデル件数、PHR実装主体数	健康指標の改善	- 個人に関する健康・医療・介護等データは、医療機関・事業者等で閉じて利用されているため、本人が蓄積・利活用（他者への提供を含む）することが困難な状況。 - 個人の生涯にわたるデータを、本人が主体的に流通・利活用できる環境を実現するため、平成30年度末までに実証事業等を通じて課題の整理や目標値を設定した上で、平成31年度より、順次、必要な制度整備を行い、平成32年からの運用開始を促進。 - このような取組により、健康寿命の延伸や社会保障費の適正化に貢献。			◎				○					○	○	◎総務省
74	○	匿名加工医療情報の作成に関する認定制度の整備	-	-	- 匿名加工医療情報の活用に向け、医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律（平成29年法律第28号（略称：次世代医療基盤法））を踏まえ、法の施行までの間に、適切な事業運営に向けた基本方針や認定基準等を策定。 - 匿名加工医療情報の活用により、健康・医療に関する先端的研究開発及び新産業創出を推進。			◎				○							◎内閣官房、厚生労働省、経済産業省、文部科学省
75	○	情報銀行等の仕組みを活用した観光おもてなしビジネス実現に向けた検討	データを登録した観光客数、プラットフォームへの接続事業者数	観光客による旅行消費額	- 観光分野においては、訪日外国人等に関する情報がサービス事業者間等で十分に共有・活用されておらず、その促進が必要。 - 関係省庁と連携し、観光分野での情報銀行等の仕組みの実装に向けた実証実験に取り組み、平成30年度中に必要なルール整備や目標値の設定等を実施。 - これにより、先進的かつ多様なおもてなしサービスの提供を促進し、観光立国の実現に貢献。			◎				○							◎内閣官房、総務省、経済産業省、国土交通省
76	○	金融分野におけるデータの利活用の推進	利活用が可能となったデータの種類	-	- 金融サービスをめぐる環境が変化する中にあって、金融分野におけるオープンイノベーション（外部との連携・協働による革新）を進めていくことが重要。 - このため、平成29年度から平成30年度にかけて、金融分野におけるデータ利活用に関する実態を踏まえた上で、預金者等の信頼・安全の確保に留意しつつ、適切なデータの利活用の方策について検討を行うよう促し、順次データの利活用を促進。同時に、データ利活用の活性化の観点から、金融機関による官民データの利活用も推進。			◎				○							◎金融庁
77	○	電子レシート（購買履歴）データの流通の検討	標準に準拠した電子レシートの発行枚数	電子レシートシステム導入事業者数	- 家計簿アプリ等が普及しつつあるが、レシートの電子化・標準化が進んでいないため、消費者本人による購買履歴データの蓄積・活用に限界が存在。 - 平成29年中に電子レシートの標準フォーマットを策定するとともに、平成32年度までの目標値の設定等を行い、電子レシートの導入を促進。 - これにより、消費者が安全・安心に購買履歴データを閲覧・提供できる仕組みの構築を促進。			◎				○							◎経済産業省
78	○	スマートホーム/ハウスの新サービス創出のためのルール整備	整備されたルールを活用した事業者（機器・サービス）連携創出数、通信機能に関する国際標準化に向けた提案数	家庭内機器サービス市場の拡大	- メーカーの異なる多様な家庭内機器等の相互接続やデータ連携が実現していない。 - 平成29年度から行うモデル実証の結果を踏まえ、平成30年度以降に機器の接続・制御等を通じたデータ活用に関するルール整備を行い、平成32年度までに当該ルールを活用した100件の新サービス創出を目指す。 - また、ネットワーク制御に関するリスクをカバーする技術的対策と保険による補完に関する実証の支援を行い、その結果を踏まえて通信機能に関する国際標準化に向けた提案を実施。			◎				○							◎経済産業省、総務省
79		IoTサービスの地域実証に基づくルール整備等を通じたデータ利活用の促進（IoTサービス創出支援事業）	データ利活用の促進等のために明確化するルールの数	国民生活の利便向上 企業活動の効率化・付加価値向上	- IoTを活用した新たなソリューションが生み出される中、その前提となるデータ収集とその利活用を図ろうとした場合、従来の規制がその妨げとなったり、逆にルールが存在しないために利用者の安全性などが確保されない可能性。 -「IoTサービス創出支援事業」（実証事業）を通じてデータ利活用の促進等に必要なルールを平成32年度までに20件明確化。 - これにより、IoTサービスの創出・展開を通じて国民生活の利便向上や企業活動の効率化・付加価値向上等につながるとともに、分野・地域をまたがるデータ利活用の仕組み（エコシステム）が整備されることなどを期待。			◎		○			○				○	○	◎総務省
80		AI生成物の知財制度上の在り方の検討	-	-	「知的財産推進計画2017」（平成29年5月）に基づき、AI生成物に関する具体的な事例の継続的な把握を行うとともに、AI生成物に関する人間の創作的寄与の程度の考え方や、AI生成物が問題となる可能性について、AIの技術の変化等を注視しつつ、具体的な事例に即して引き続き検討する。		○	◎											◎内閣府
81		位置情報等のプライバシー情報の利活用モデル実証事業	B2B2Cモデルを利用した具体的な事例数	-	- 電気通信事業者が取り扱う位置情報等のパーソナルデータを適切な保護が必要。 - 平成29年度より複数のモデルケースによる実証事業を開始し、平成30年度中に位置情報等のプライバシー情報の流通契約モデル及び同意取得のあり方に関するガイドラインを策定。 - これにより、電気通信事業者の取得する位置情報等のパーソナルデータの安全な流通環境が整備され、データ活用による新事業・新サービスの創出を実現。			◎											◎総務省

No.	本文記載	施策名	KPI（進捗）	KPI（効果）	スケジュール	第3章基本的施策の条（◎：主に該当するもの、○：連携するもの）											雛型		府省庁名
						10条	11条	12条	13条	14条	15条1項	15条2項	16条	17条	18条	19条	都道府県	市町村	
82	○	「マイナンバーカード利活用推進ロードマップ」に基づき、身分証等をはじめ、行政や民間サービスにおける利用の推進	マイナンバーカード普及率	検討結果を踏まえ、KPIを設定	- マイナンバーカードの普及については、国民の1割程度（平成29年5月時点（総務省調べ））であり普及枚数としては十分ではない状況。 - 平成29年3月に策定した「マイナンバーカード利活用推進ロードマップ」のPDCAサイクルを確保する観点から定期的に進捗状況を点検するとともに、必要に応じて見直しを実施。特に国家公務員における身分証としての活用は、重点的かつ計画的に実施する必要があるため、各省庁で導入計画を作成させ、引き続き引き続き順次移行を促進。また、例えば年齢や性別ごとにマイナンバーカードの取得状況を踏まえた対策や人的サポート体制、入札事業者へのマイナンバーカードの取得への協力などあらゆる可能性を検討するほか、平成30年以降順次ビジネスモデルの策定、必要に応じたLGWANのインフラ強化等に取り組み、官民の各種サービスにおけるマイナンバーカードの利用を推進。				◎										◎総務省、関係省庁
83	○	利用者証明機能のスマートフォンへのダウンロード実現	-	-	- マイナンバーカードの利活用を促進するため、普段持ち歩くスマートフォンから直接マイナンバーカード（公的個人認証サービス）を利活用できる環境を実現することが必要。 - 平成28年度及び平成29年度の実証実験の結果を受け、実施体制などの運用面を固めた上で、それを踏まえた法制度面（公的個人認証法の改正）の検討を行い、平成31年中に、SIMカード等へのダウンロードの実現を図る。 - これにより、公的個人認証サービスの活用手段が追加され、生活に身近なサービスへのアクセス手段の多様化がより一層進むことで、マイナンバーカードの利便性向上を促進。				◎			○							◎総務省
84	○	公的個人認証基盤と民間の認証基盤とを連携させる官民のID連携推進	-	公的個人認証基盤と連携した民間認証基盤（サービス）の数	- 民間の団体等がマイナンバーカードの公的個人認証サービスと連携して、会員の現況を把握・反映することでIDの信頼性を向上させる「仕組み」の構築に向け、平成29年中に検討結果を取りまとめ、その結果も踏まえつつ、実証実験を通じて「仕組み」の詳細を具体化するとともに、必要な法制度等を検討することにより、社会実装を図る。			○	◎										◎総務省、経済産業省
85	○	海外における公的個人認証サービスの継続利用	-	-	- 海外転出した場合、現行の公的個人認証制度上ではマイナンバーカードの公的個人認証サービスが利用できず、継続利用の検討が必要。 - 海外転出後の、マイナンバーカードの公的個人認証サービスの継続利用を可能とするため、公的個人認証法等の制度面や関連システムなどの運用面について、平成31年度中のサービス開始を目指し、検討を実施。				◎		○								◎総務省
86	○	マイナンバーカードの多機能化の推進	マイキープラットフォームへの参加自治体数	マイキーID登録者数	- マイナンバーカードを国民に浸透させるための多機能化が必要。 - 平成29年度中にマイキープラットフォームを構築し、参加自治体において、地域経済応援ポイント活用等の実証を実施、平成30年度以降、実証結果を踏まえ、全国展開。また、マイナンバーカードを用いた各種申請手続等での利活用案の検討や利活用策ごとの目標値の設定等を進め、国民の利便性を向上。				◎			○			○	○		○	◎総務省
87	○	マイナンバーカード等への旧姓併記等	全国で旧姓併記の制度の施行	-	- 働く女性が勤務先など社会の様々な場面で旧姓を用いる際に、容易に旧姓を証明する手段が必要。 - マイナンバーカード等への旧姓併記に係る住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）等の改正及びシステム改修等を行い、平成30年度以降、速やかに全国で開始。 - これにより、勤務先等社会の様々な場面で旧姓を用いる際に、簡単かつ確実に旧姓を確認することが可能。	○			◎	◎								○	◎総務省
88	○	コンビニ交付サービスの導入推進	コンビニ交付サービス導入市区町村の人口	コンビニ交付サービスによる各種証明書の交付通数	- 地方公共団体における住民票の写しなどの各種証明書をマイナンバーカードを用いて取得するコンビニ交付サービスの導入促進を図り、平成31年度末までに1億人が利用できるようにすることを目指し、国民のサービス利便性の向上及び地方公共団体の窓口負荷を軽減。				◎	○								○	◎総務省
89	○	マイナンバーカードを活用したチケットレス入場・不正転売の防止の仕組みの検討	チケット転売システムの実現	チケット転売システムを利用した人数	- マイナンバーカードを活用したチケット適正転売のためのシステム実証を平成29年度から実施し、平成30年度以降に実用化を図る。あわせて、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会との協議を進め、観客の入場管理やボランティア管理への導入を目指す。	○			◎		○	○							◎総務省
90	○	住宅ローン契約等におけるマイナンバーカード（公的個人認証サービス）の活用促進	マイナンバーカードを活用する銀行数	本施策の導入・拡大状況を踏まえ、別途設定	- 住宅ローン契約等における利用者の利便性向上及び銀行等の事務効率化の観点からは、マイナンバーカード（公的個人認証サービス）の活用促進を図ることが重要。 - このため、平成29年度中に銀行等において課題等を整理するよう促すとともに、公的個人認証を用いて容易にオンラインで本人確認手続を行うことができる環境を整備するためにアクセス手段を多様化する取組を進めるなど、公的個人認証を用いた本人確認の導入・拡大に向けた対応を逐次促進。 - これにより、利用者の手続簡略化等による銀行等における事務の効率化、利用者利便の向上を目指す。	○			◎			○							◎金融庁、総務省

No.	本文記載	施策名	KPI（進捗）	KPI（効果）	スケジュール	第3章基本的施策の条（◎：主に該当するもの、○：連携するもの）											離型		府省庁名
						10条	11条	12条	13条	14条	15条1項	15条2項	16条	17条	18条	19条	都道府県	市町村	
91	○	災害対策・生活再建支援へのマイナンバー制度活用検討	–	–	– 災害対策・生活再建支援においては、必ずしも迅速かつ適切な災害情報の提供・発信等の国民ニーズを捉えられていない現状。 – 平成29年度の可能な限り早い段階で、関係府省庁が連携し、過去の災害を踏まえ、災害発生時や生活再建支援時等における国民や行政のニーズを把握するとともに、現行法でマイナンバーを利用可能な被災者台帳の作成や生活再建支援金の支給の事務におけるマイナンバーの利用をはじめ、マイナンバー制度利活用による被災者支援の具体的な方策について、平成29年度中に取りまとめを実施（目標値の設定含む。）。平成30年度以降、早期に、取りまとめに基づき、避難所入退所管理システムの導入を含め具体的方策を実施し、マイナンバー制度を活用した被災者の支援体制を構築。 – これにより、被災者・被災自治体に対する迅速かつ適切な支援を実現。				◎										◎内閣官房、内閣府、総務省
92		国家公務員ICカードの普及	システム移行省庁数	運用コスト	平成28年3月から国家公務員身分証との一体化を進めているところ。引き続き順次移行を促す。				◎						○	○			◎内閣官房、全府省庁
93		企業等団体によるマイナンバーカードの一括申請及び取得	–	–	マイナポータル試行運用開始までに市区町村へ設置する端末機器をマイナンバーカードのオンライン申請でも使えるようにする予定。その後、先進的な自治体の事例をもとに出張申請を他の自治体へ横展開。				◎						○				◎総務省、内閣官房、経済産業省
94		マイナンバーカードの普及・活用に係るLGWANのインフラ強化	インフラ増強の進捗	情報連携等の安定稼働、業務停止日数の低減	マイナンバーカードの普及及び情報連携等による本格化に伴う通信量の増大に対応するため、必要に応じて、平成30年度以降速やかにLGWANのインフラ強化を図り、更なる安定稼働と業務継続性の向上に繋げる。				◎		○						○	○	◎総務省
95		登下校通知サービスにおけるマイナンバーカードの活用	–	–	登下校通知サービスにおけるマイナンバーカード活用方策について、当該サービスに対するニーズを把握し、活用の可能性を踏まえて検討を実施。				◎										◎総務省
96	○	離島等の条件不利地域等における超高速ブロードバンド整備・確保の推進	固定系超高速ブロードバンド・ゼロ地方公共団体数	–	– 地理的条件や事業採算性の問題等により、固定系超高速ブロードバンドサービスの提供が困難な地域が残存。 – 条件不利地域を有する地方公共団体が、超高速ブロードバンド基盤を整備・確保するための支援を引き続き行い、固定系超高速ブロードバンド・ゼロ地方公共団体を41団体（平成28年度末時点）から平成32年度末に25団体まで減少させることを目指す。 – これにより、ICT利活用に関する地域間格差を縮小。					◎							○	○	◎総務省
97	○	条件不利地域における携帯電話のエリア整備の推進	サービスエリア外の人口	–	– 地理的条件や事業採算性の問題等により、携帯電話を利用することが困難な地域が残存（平成27年度1.6万人（エリア化を要望しない居住者を除く。））。 – 地方公共団体や無線通信事業者が行う基地局・伝送路の整備への補助金交付を行い、平成31年度末までにサービスエリア外の人口1万人未満(エリア化を要望しない居住者を除く。)を目標として推進。 – これにより、携帯電話の利用に関する地域間格差を是正。					◎							○	○	◎総務省
98	○	新幹線トンネルにおける携帯電話の通じない区間の解消を加速	新幹線トンネル内で携帯電話が利用可能な距離	–	– 新幹線トンネル1105kmのうち、平成28年度末時点において携帯電話が利用可能となった距離は540km。 – 一般社団法人等による携帯電話用中継施設の整備に対し、補助金の交付を行うことで、平成32年までに新幹線トンネルの全区間について携帯電話を利用可能となることを目指す。 – これにより、利用者の利便性向上及び非常時等における通信手段の確保等が期待。					◎									◎総務省
99	○	電気通信市場における競争促進	–	市場集中度指数（HHI）、固定電話の全契約数に対する0AB～J IP電話利用番号数の割合	– モバイル市場や2025年頃に中継交換機等が維持限界を迎えるとされる固定電話網のIP網への円滑な移行が求められる固定通信市場において、MVNO等の非インフラ事業者を含めた公正な競争を促進し、料金の低廉化、サービスの多様化を通じた利用者の利便性向上を図る。なお、固定電話網のIP網への円滑な移行の在り方については、2017年秋頃までを目途に情報通信審議会における検討結果を取りまとめ。					◎									◎総務省
100	○	Webアクセシビリティ確保のための環境整備等	民間事業者向け「身体障害者向け通信・放送役務の提供・開発等の推進」助成終了後2年経過時の事業継続率	公的機関Webサイトの情報バリアフリーに関するJIS規格への準拠率	– 高齢者や障害者など、ICTの恩恵を十分に享受できていない者が多く存在。 – 誰もが行政等のWebサイトを利用しやすいようにするため、平成29年度に国・地方公共団体等の公的機関Webサイトのアクセシビリティ状況を調査し公開することで、公的機関の取組を促進。また、高齢者や障害者等に配慮した事業者による通信・放送サービスの充実を図るため、平成29年度から平成33年度にかけて事業者等への助成を行い、進捗状況を確認。 – デジタルデバイドを解消し、誰もがICTの恩恵を享受できる情報バリアフリー環境を実現。					◎							○	○	◎総務省

No.	本文記載	施策名	KPI（進捗）	KPI（効果）	スケジュール	第3章基本的施策の条（◎：主に該当するもの、○：連携するもの）											雛型		府省庁名
						10条	11条	12条	13条	14条	15条1項	15条2項	16条	17条	18条	19条	都道府県	市町村	
101	○	4K・8K等の高度な映像・配信技術の利用機会の均等	全国世帯に占める4K・8Kの視聴可能世帯の割合、高速無線LAN等が活用されたスタジアム等の数	4K・8Kの視聴世帯の増加	- 4K・8K放送については、平成30年開始予定のBS・110度CS放送について一部の旧式受信設備から電波が漏洩し他の無線局に混信が発生する可能性があるほか、CATVで視聴するためにはネットワークの光化が必要となるなどが課題。 - 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、全国の様々な場所で4K・8K等の視聴が可能となるよう、平成29年中に4K・8K放送の普及に向けた取組のスケジュールを作成するとともに、ブロードバンドを活用し4K・8K等の放送番組等を円滑に配信するための実証を進めるほか、スタジアム等の集客機能・利便性向上のため高速無線LANや高度な映像技術等を活用するなど、官民連携で必要な対策を推進。					◎									◎総務省
102	○	IoT地域実装のための総合的支援	-	地域IoTの成功モデル等の実装地域・団体数	- 超少子高齢化等が進展する地域においては、生活や産業の基盤が従来の形で維持できなくなりつつある。IoT実装を通じた官民データ利活用による課題解決が期待されるが、予算や人材の制約等により、地域における取組が進んでいない。 - 民間活力を最大限に活用しつつ、地域におけるIoT実装を進めるため、計画策定支援、専門家派遣等の人的支援、民間プラットフォームの活用をはじめとするデータ利活用ルールの明確化、実装事業の支援等を総合的に実施。 - このような取組により、成功モデルの横展開を含め平成32年度までに延べ800以上の地域・団体において、生活に身近な分野でのIoTを活用した取組を創出し、地域活性化を実現。		○			◎		○		○			○	○	◎総務省
103	○	ICT等を用いた遠隔診療の推進	遠隔医療システムの導入状況	遠隔診療の利用状況（遠隔診療に関する診療報酬の算定状況）	- 最新の技術進歩を医療の世界に取り込み、医療の質や生産性を向上させることが必要。 - このため、有効性・安全性等に関する知見を実証等を踏まえて集積。対面診療と遠隔診療を適切に組み合わせることにより効果的・効率的な医療の提供に資するものについては、平成30年度診療報酬改定で評価を実施。 - これらにより、医療の質を向上させ、国民の健康を増進。					◎			○							◎厚生労働省、総務省
104	○	事業者の垣根を越えてシームレスにWi-Fi接続できる認証連携の仕組み構築	平成30年までの認証連携の仕組み構築、認証連携に対応する箇所数	-	- 訪日外国人が我が国を旅行した際に困ったこととして、公衆無線LANが使いにくいことが挙げられている。 - 平成30年までに20万箇所以上で、事業者の垣根を越えてシームレスにWi-Fi接続できる認証連携の仕組みを構築。 - これにより、訪日外国人等の観光客の不満解消および利便性を向上。					◎						○		○	◎総務省
105	○	防災拠点等におけるWi-Fi環境の整備推進	整備済箇所数（平成31年度までに約3万箇所）	-	- 災害時に、固定電話や携帯電話が輻輳し、利用できない場合がある。 - 災害時の必要な情報伝達手段を確保する観点から、防災拠点等におけるWi-Fi環境について、平成31年度までに約3万箇所の整備を推進。 - 災害時に、避難者や滞留者が適時に必要な情報伝達・情報確保を行うことが可能になり、安全確保や安否確認、避難生活の利便性が向上。					◎									◎総務省
106		民放ラジオ難聴解消支援事業	AM放送局（親局）に係る難聴地域解消のための中継局整備率	ラジオ難聴の解消	平成30年度末にAM放送局（親局）に係る難聴地域解消のための中継局整備率100%を目指す。その後は難聴解消の状況を踏まえ、必要な施策を実施する。					◎							○	○	◎総務省
107		放送ネットワーク整備支援事業	自然災害による被害を受け得る地域に立地するラジオ放送局（親局）に係る災害対策としての中継局整備率	災害発生時における情報伝達手段の確保	平成30年度末にAM放送局（親局）に係る災害対策としての中継局整備率100%を目指す。					◎							○	○	◎総務省
108		ケーブルテレビネットワーク光化促進事業	全国世帯に占める4K・8Kの視聴可能世帯の割合	4K・8Kの視聴世帯の増加	平成32年に約50%の世帯での4K・8K視聴実現という政府目標を目指す。					◎							○	○	◎総務省
109		Jアラートによる迅速かつ確実な情報伝達の実施	-	国と地方公共団体が連携した全国一斉情報伝達訓練の確実な実施	Jアラートによって自動起動する情報伝達手段の多重化・多様化を進めるとともに、国と地方公共団体が連携した全国一斉情報伝達訓練を実施することで、全ての国民が災害等の緊急情報を迅速かつ確実に受け取ることができる体制を構築し、住民に対するリアルタイムで緊急情報の提供を確実に実施。					◎							○	○	◎総務省
110		防災SNSの活用	-	-	平成29年度については、防災へのSNS活用を促進していくとともに平成28年度に作成したガイドブックの活用状況を調査するため、地方公共団体に対し、メール、電話等によるヒアリング状況調査を実施。			○		◎		○					○	○	◎内閣官房
111		沖縄県における超高速ブロードバンド環境整備促進事業	超高速ブロードバンド環境整備率(母数に対しての率)	-	内閣府の沖縄振興計画に基づき、沖縄県では高度情報通信ネットワーク社会実現を目指して環境整備が進められてきている。当該施策はICT利用による利便性を沖縄全県的に等しく享受できるようにするため、通信事業者による自主整備が困難である地域を対象に超高速ブロードバンド環境整備を行うもの。					◎							○	○	◎内閣府

No.	本文記載	施策名	KPI（進捗）	KPI（効果）	スケジュール	第3章基本的施策の条（◎：主に該当するもの、○：連携するもの）											離型		府省庁名
						10条	11条	12条	13条	14条	15条1項	15条2項	16条	17条	18条	19条	都道府県	市町村	
112	○	国・地方を通じた行政全体のデジタル化	中長期計画策定省庁数	計画に基づく各施策における改革目標の達成度合い	- 政府情報システム改革等、これまで蓄積したノウハウを活かしつつ、官民データの流通等に資する新たな取組を推進する必要。 - このため、「デジタル・ガバメント推進方針」（平成29年5月30日IT本部・官民データ活用推進戦略会議決定）に基づき、平成29年内に政府横断的な実行計画を、平成30年上半期を目途に各府省庁における中長期の戦略的な計画を策定。 - これによって、行政全体のデジタル化を強力に推進し、これまで以上に国民・事業者の利便性向上に重点を置いた行政サービスを実現。	○					◎					○	○	○	◎内閣官房
113	○	クラウド・バイ・デフォルト原則の導入	クラウド活用数	コスト削減額	- 情報システムの整備に当たっては、クラウド技術の活用等により、投資対効果やサービスレベルの向上、サイバーセキュリティへの対応強化を図ることが重要。 - 平成30年度までに、民間クラウドや民間サービスの活用について、利用に当たっての考え方や課題等を整理。加えて、クラウド等の民間ITサービスの政府認証制度の創設も含め、行政機関における先進的な民間ITサービス導入を加速させるための方策について本年度中を目途に検討を進め、具体的な取組の方向性の取りまとめを実施。また、国において直接保有・管理する必要がある政府情報システムについては、標準化・共通化を図るとともに、投資対効果の検証を徹底した上で、政府共通プラットフォームへの移行を推進。 - これによって、行政が保有する情報システムのクラウド化を推進。						◎							○	○	◎内閣官房、総務省、経済産業省、関係府省庁
114	○	クラウド導入状況や個別団体の情報システム運用コストの「見える化」、導入加速に向けた支援	-	クラウド導入市区町村数	- クラウドの導入には、コストの削減やセキュリティレベルの向上、災害時における業務継続性の確保といった多くのメリットがあるため、その取組を一層進めていく必要。 - 平成29年度から情報システム運用コストの「見える化」を図る。また、各地方公共団体においてはクラウド導入等に関する計画を策定し、国がその進捗を管理するとともに、導入に必要な専門人材を確保する。クラウド導入市区町村数の増加を図る上で、先行する優良事例における効果や国の支援策の周知を徹底するなど積極的な支援を行う。						◎				○	○	○	○	◎総務省、内閣官房
115	○	地方公共団体ごとに管理者が別々となっている学校の校務システムの共同クラウド化	共同利用型校務支援システムを導入した自治体数	-	- 地方公共団体ごとに校務支援システムの対象となる業務の範囲や、扱う校務文書の様式等が異なっているなどの要因により、複数の地方公共団体における校務支援システムの導入・運用が進んでいないという課題が存在。 - 平成29年度を目途に校務支援システムの対象となる業務の範囲の明確化、校務に関する文書等の電子化・標準化、複数自治体での校務支援システムの導入・運用に向けた考え方を整理し、平成30年度から自治体による校務支援システムの共同化の定着に向けた取組を推進。 - これにより、学校における教員の事務作業負担を軽減し、教員が児童生徒と向き合う時間を確保することで、学校教育の質を向上。						◎							○		◎文部科学省
116	○	校務系クラウドと授業・学習系クラウド間の情報連携方法の標準化	クラウド上の教材等を利活用可能な学校数	-	- 教職員が職員室等で利用する「校務系システム」と、児童生徒も利用する「授業・学習系システム」が、セキュリティの観点から分離運用されており、データ利活用の観点からはその改善が急務。 - 提供事業者が異なる校務系システムと授業・学習系システムとの間での情報連携について実証を行い、セキュアで効率的・効果的な情報連携方法を標準化することで、平成32年までにクラウド利活用可能な学校の割合を100%とすることを目指す。 - 本実証により標準化されるシステムの運用基盤となるネットワーク環境について現状の調査及び今後の検証を行い、ガイドライン等として取りまとめ。						◎	◎						○	○	◎総務省
117	○	政府情報システム改革	削減したシステム数、削減した運用コスト	-	- 政府情報システム改革に関しては、政府CIO自らによる各府省へのヒアリング・レビューやコスト削減に関するノウハウの集約・横展開等を実施し、これまで取組を着実に推進。 - 平成30年度までにシステム数の半減（平成24年度（1450システム）比）、平成33年度を目途に運用コストの3割削減（平成25年度（約4000億円）比）を目指すため、引き続き達成に向けた取組を着実に実施。 - これによって得られた節減効果を、より付加価値の高い分野への投資に活用。						◎									◎内閣官房、総務省、全府省庁
118	○	サービスデザイン思考に基づく業務改革（BPR）の推進	サービス改革を行う具体的なサービス数	サービス改革の各施策における改革目標の達成	- 社会環境の変化や技術進展が急速に進む中、行政サービスの維持・向上や持続的な経済成長を実現するため、利用者目線に立って、サービスのフロント部分だけでなく、行政内部も含めて業務・サービスを再構成する業務改革（BPR）が必要。 - このため、サービスデザイン思考を取り入れつつ、平成29年内を目途にサービス改革の重点分野を設定し、取組内容、スケジュール等を具体化。 - 行政内部の業務改革に当たっては、テレワークなどのリモートアクセス環境の整備や会議におけるタブレットの活用など、業務のデジタル化・ペーパレス化を推進し、生産性の向上や多様なワークスタイルを実現。 - これによって、国民と職員双方の負担を軽減しつつ、利用者中心の行政サービスを目指す。	○					◎							○	○	◎内閣官房、総務省、関係府省庁

No.	本文記載	施策名	KPI（進捗）	KPI（効果）	スケジュール	第3章基本的施策の条（◎：主に該当するもの、○：連携するもの）											雛型		府省庁名
						10条	11条	12条	13条	14条	15条1項	15条2項	16条	17条	18条	19条	都道府県	市町村	
119	○	ブロックチェーン等を活用した政府の業務改革の推進	政府の情報システム等においてブロックチェーン技術を活用した実証の実施	実証の結果も踏まえた革新的な電子行政の実現に向けた計画の策定	- ブロックチェーン技術については、様々な効果が期待されているが行政分野等における活用が進展していない。 - 平成29年度中を目途に、ブロックチェーン技術と親和性の高いユースケースの抽出を行うとともに、政府の情報システム等への先行的な導入を見据えた実証に着手する。その際、必要な運用・ルール面の課題について検討し、その結果も踏まえ、平成30年度を目途にこうした新たな技術も取り込んだ業務改革による革新的な電子行政の実現に向けた計画を策定するとともに、必要な制度整備等を進める。						◎									◎総務省、◎経済産業省、内閣官房、金融庁
120	○	不動産登記情報等の行政機関間連携	-	-	- 不動産登記簿等の所有者台帳から所有者が直ちに判明しない、又は判明しても連絡がつかない土地の存在により、地方公共団体の業務及び民間開発に支障。 - 不動産登記簿、農地台帳、林地台帳、固定資産課税台帳、不動産情報データベースなどの各種台帳等における最新の所有者情報をより的確に蓄積し、行政機関内で共有する等の仕組みについて、その構築のための政府（国）としての推進体制を検討し、平成29年度中に決定。						◎									◎内閣官房、総務省、法務省、農林水産省、国土交通省
121	○	医療保険業務（診療報酬における審査業務等）の効率化・高度化	新システムへの移行状況	-	- 保険医療機関等における診療報酬請求業務や審査支払機関における審査支払業務等に係る職員及び審査委員の業務負担（審査・データの手入力等）について、システム改革等による業務の見直しを行い軽減。 - 審査支払業務に係る社会保険診療報酬支払基金のシステムについては、平成29年度から実施するシステム刷新に向けた検討（システムの疎結合化、ワンクラウド化等）を踏まえ、平成32年度に新システムへの移行を実施。また、法改正に伴う新たな国保事務の運用を支援するための国保保険者標準事務処理システムについては、開発・改修に向けた費用抑制の実績を活かし、平成30年度までに都道府県及び市町村の着実な対応を実施。 - 持続可能な医療保険制度を実現するため、システム改革等による医療保険関連業務に係る見直しを行うとともに、社会保障関係費用の適正化を通じ、データヘルス時代にふさわしい質の高い医療の提供等を実現。（平成29年度中に効果目標を設定）						◎									◎厚生労働省、内閣官房
122	○	指定難病患者、小児慢性特定疾病児童等の診療情報を登録するためのデータベースの構築、活用促進	データベースへのデータ登録件数	データベースからのデータ提供件数	- 症例が比較的少なく、全国規模で研究を行わなければ対策が進まない難病や小児慢性特定疾病について、一定の症例数を確保するため、指定難病患者や小児慢性特定疾病児童等の診断基準等に係る臨床情報等を収集。 - 平成29年度中に指定難病や小児慢性特定疾病に係るデータベースを構築し、データ登録、データベース制度の周知を通じ、平成31年度までに研究等へのデータ提供を開始。 - 一定の症例数を確保することで、患者の臨床情報などを把握することが可能となり、研究の推進や医療の質の向上に結びつけ、難病・小児慢性特定疾病の克服につなげる。						◎									◎厚生労働省
123	○	交通規制情報の集約・提供の高度化、普及促進	システムを導入した都道府県数	交通規制情報を利活用した自動運転の社会実装	- 現在、各都道府県警察がそれぞれ管理している交通規制情報について、フォーマットの統一化を推進。 - 平成28年度に構築した交通規制情報管理システムのモデルシステムについて、平成29年度中にフォーマットの統一化機能の正確性の検証等のシステムの性能評価を行った上で、交通規制情報提供に関する調査研究を実施。 - これらの調査研究を踏まえ、平成30年度以降、運転者による交通規制情報の的確な把握や自動運転への利活用に向けて、交通規制情報管理システムを普及促進。		○				◎	○				○			◎警察庁
124		SIPを活用し、地理系、環境系、サイバーセキュリティ系の論理的データベース構築に向け、関連するデータの所在及び特性等を調査・要求条件の検討・要件定義を行い、プロトタイプの試作	-	地理系データベース、環境系データベース、サイバーセキュリティ系の論理的データベースを構築	（平成32年までの成果目標） ・地理系データベース、環境系データベース、サイバーセキュリティ系の論理的データベースを構築する。 ・G空間情報センターの取組を推進して構築される地理系データベースについて、SIPを活用して社会実装を推進する。 ・通信・放送、電力、交通の重要インフラについて、平成32年東京オリンピック・パラリンピック競技大会時にSIPで構築したサイバーセキュリティ技術を社会実装するとともに、IoT向けのセキュリティ確認技術を開発する。						◎									◎内閣府
125		ハローワーク業務・システムの見直し	システム運用経費の削減額	・オンラインでハローワークのサービスの提供が受けられる仕組みを構築することによる利便性の向上 ・支援が必要な利用者に対するマッチング支援を充実	平成31年度までに次期システムの設計・開発・導入を行う。						◎								◎厚生労働省
126		公的年金業務の業務・システム最適化	・厚生年金保険関係届書平均処理期間 ・事務処理結果の確認用書面出力枚数 ・システム運用経費	・厚生年金保険関係届書平均処理期間の短縮 ・事務処理結果の確認用書面出力枚数の削減 ・システム運用経費削減	記録管理システム及び基礎年金番号管理システムの刷新時に実現						◎								◎厚生労働省
127		地域情報プラットフォームの普及・推進	システムの調達実績のある地方公共団体における仕様書への記載率	地方公共団体における準拠製品の導入率	地域情報プラットフォームの認知度・普及率向上のため、各種セミナー等を通じて地方公共団体に対して周知広報することにより、平成32年度までに導入率向上を目指す。また、地域情報プラットフォーム準拠製品を導入した場合の運用コスト等の削減効果について検討する。						◎						○	○	◎総務省

No.	本文記載	施策名	KPI（進捗）	KPI（効果）	スケジュール	第3章基本的施策の条（◎：主に該当するもの、○：連携するもの）											離型		府省庁名
						10条	11条	12条	13条	14条	15条1項	15条2項	16条	17条	18条	19条	都道府県	市町村	
128		中間標準レイアウトの普及・推進	システムの調達実績のある地方公共団体における仕様書への記載率	地方公共団体における利用率	中間標準レイアウトの認知度・普及率向上のため、システム更改時の利用だけでなく、新たな活用方法についても検討・実施し、各種セミナー等を通じて地方公共団体に対して周知広報をすることにより、平成32年度までに利用率向上を目指す。また中間標準レイアウトを利用してデータ移行する場合のデータ移行費の削減効果等について検討する。						◎						○	○	◎総務省
129		次世代学校支援モデル構築事業	成果物の普及・活用状況	–	学習記録データ等の可視化・共有・分析を通じ、学習指導や児童生徒自身の振り返り等に活用することにより、学校教育の質の向上を図るため、平成29年度より各地域・学校において実証事業を行うとともに、現場のニーズに即した活用方策や学習個人情報等を含む記録データ等の取扱い等について整理を行う。						◎			○					◎文部科学省
130		政府及び各府省におけるITガバナンス・ITマネジメントの一層の強化	標準ガイドライン準拠情報システムプロジェクト数 横断改革チームの組成	立て直しプロジェクト件数の減少 横断改革着手数の累計数	各府省におけるデジタル化・サービス改革を支援するため、政府におけるITガバナンス・ITマネジメントに関する強化策を平成31年度までに順次実施する。						◎								◎内閣官房、関係省庁
131		府省共通システムの推進	–	–	APIによるデータ連携等も含め、府省共通システムの将来的な在り方について検討を行い、平成31年度までに結論を得る。						◎								◎内閣官房、関係府省庁
132		革新的な基礎研究から社会実装までの研究開発・脳科学やより革新的なAI研究開発の推進	研究開発の事例数	社会実装された事例数	自ら特徴を捉え進化するAIを視野に、革新的な基礎研究から社会実装までの研究開発を推進する。また、脳科学やより革新的なAI研究開発を推進させるとともに、府省連携による研究開発成果を関係省庁にも提供し、政府全体として更なる新産業・イノベーション創出や国際競争力強化を牽引する。						◎								◎総務省、文部科学省、経済産業省、内閣府
133		国家公務員テレワークの推進	環境整備の整備状況、リモートアクセス機能の全省導入	–	平成32年度までに、①必要な者が必要な時にテレワーク勤務を本格的に活用できるようにするための計画的な環境整備を行い、②リモートアクセス機能の全省での導入を行う。						◎								◎内閣官房、関係府省庁
134		詳細な生産情報、実需者や消費者のニーズなど農林水産業・食品産業で情報を共有する情報提供プラットフォームの整備	–	–	平成29年度内を目途に具体的な取組内容やスケジュール等を具体化する予定。						◎								◎農林水産省
135		農業データ連携基盤を活用した産地間リレー最適化システム、食品・生産情報共有化システムや、高品質食品提供のための加工・流通技術など、生産・加工・流通・消費のバリューチェーン構築に資する革新的な加工・流通技術・システムの開発	–	–	平成29年度内を目途に具体的な取組内容やスケジュール等を具体化する予定。						◎								◎農林水産省、経済産業省
136		バイオカート導入による入国審査待ち時間を活用した個人識別情報の事前取得	–	–	バイオカート導入による入国審査待ち時間を活用した個人識別情報の事前取得を平成28年に運用開始。	○					○								◎法務省
137	○	分野横断的に連携できるプラットフォームの整備	プラットフォームの開発進捗率	API連携のユースケース数	– システム間で効率的に情報交換を行うため、国、地方公共団体、事業者等間におけるデータ連携の基本ルールを策定することが必要。 – データ（語彙、コード、文字等）の標準化、API等を通じた分野横断的に連携できるプラットフォームの整備に係る指針 を「Society 5.0 を実現するプラットフォーム」、「データ利活用型ICTスマートシティの推進」等の成果を踏まえつつ、平成30年度夏までに定め、これに基づき整備を進める。 – これによって、国、地方公共団体、事業者等間におけるデータ連携を加速し新サービスの創出を促進。							◎						○	○	◎内閣官房、総務省、経済産業省、内閣府
138	○	データ利活用型ICTスマートシティの推進	分野横断的なデータ利活用によるスマートシティの構築数	–	– 各都市・地域は、人口の増減、訪日外国人への対応、インフラやサービスの維持・高度化、等多様な課題を抱えているが、防災、医療・健康、観光等の各分野のデータを連携・利活用する枠組みが実現していないために、課題解決が進展していない。 – 分野横断的なデータの利活用により都市におけるサービス・機能を高度化し、利便性や生産性の向上を実現するため、平成29年度からデータ連携のための基盤（プラットフォーム）を整備するとともに、「データ利活用型の街づくり」を支援。 – 地域におけるIoT利活用を推進し、地域の生産性向上を図るため、クラウドサービスの導入の普及・啓発やIoTビジネスの創出支援など、関係省庁による重層的な支援方策を検討し年度内に結論の取りまとめを実施。 – このような取り組みや成功モデルの横展開により、都市の魅力や生産性の向上等に貢献。							◎						○	○	◎総務省
139	○	医療保険のオンライン資格確認の構築、医療等ID制度導入	情報連携可能な医療機関数	医療機関での診療情報共有数	– 急速な高齢化と厳しい保険財政の中で、質の高い医療サービスの提供を推進するための方策が求められている。 – マイナンバー制度により構築される仕組みを活用し、マイナンバーカードの健康保険証としての利用を含めた医療保険のオンライン資格確認、医療等IDの導入を検討。平成30年度からの段階的運用開始、平成32年から本格運用を実現。 – これらにより、全国の病院、診療所間で患者情報の共有を可能とするとともに、長期にわたる患者の医療情報を収集・分析し、ビッグデータとして活用可能とすることで、国民の健康増進と医療の質の向上を期待。			○	○			◎								◎厚生労働省、内閣官房

No.	本文記載	施策名	KPI（進捗）	KPI（効果）	スケジュール	第3章基本的施策の条（◎：主に該当するもの、○：連携するもの）										離型		府省庁名
						10条	11条	12条	13条	14条	15条1項	15条2項	16条	17条	18条	19条	都道府県	市町村	
140	○	健康・医療・介護分野に関わる多様な主体の情報共有・連携の仕組みの確立、成果の推進・普及	全国規模のデータ利活用基盤の整備	-	- 医療機関や介護施設に存在するデータは、個別の施設内で利用するために集められているものが多い。また、現在、医療機関等が全国規模で情報を共有し、利活用するための基盤整備が必要。 - そのため、全国規模のデータ利活用基盤の整備を目指すとともに、平成29年度中にクラウド化・双方向化等による地域のEHR（Electronic Health Record）の高度化の推進、広域連携の在り方（セキュリティ確保策等）やマイナンバーカード等を活用した患者本人の同意取得の在り方について実証を行い、医療情報を相互参照できる環境整備を推進。 - このような取組を通じ、地域の医療機関や介護施設間での効果的な情報共有や地域を超えたデータ活用による患者等への適切な医療・介護サービスの提供が可能となるなど、国民一人ひとりを中心としたデータの統合による個々人に最適な健康管理・診療・介護を目指す。			○	◎	○		◎					○	○	◎総務省、厚生労働省
141	○	電子カルテ等の情報を活用した医薬品等の安全対策	MID-NETの利用可能症例数	MID-NETの利活用件数	- 医薬品等の安全対策のため、大規模医療情報の活用による副作用等の分析を実施。 - 全国の協力医療機関23病院と連携し、電子カルテ等の医療情報を大規模に収集・解析を行う医療情報データベースシステム（MID-NET）を、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）に構築し、医薬品等の安全対策の高度化を推進。 - 平成29年度にMID-NETの利活用ルール及び利用料について取りまとめ、平成30年度より医薬品の安全対策等の目的で行政、製薬企業、アカデミアが利活用を行う、MID-NETの本格運用を開始。							◎							◎厚生労働省
142	○	観光地域のマネジメント・マーケティングを行うためのツールである「DMOネット」の開発・提供	世界水準DMOの形成数	-	- 現状、観光地の一体的なマーケティング、ブランディング等が十分に行われておらず促進が必要。 - そのため「DMOネット」の開発・提供をはじめとする情報支援、人材支援、財政・金融支援を通じ、平成32年までに世界水準DMOを全国で100組織形成することを目指す。							◎							◎国土交通省
143	○	銀行システムのAPI（外部接続口）の公開の促進（オープンAPIの導入）	オープンAPIの導入銀行数	-	- 多くのFinTech事業者は、「スクレイピング 」による方法で銀行システムにアクセスして入手したデータを用いてサービスを提供。 - 安心・安全を確保しつつ、データ連携を実現するため、オープンAPIの推進に係る更なる課題について検討するとともに、平成32年までにオープンAPIの導入銀行数80行程度以上を目指す。 - これにより、金融機関とFinTech企業によるオープン・イノベーションを実現。							◎							◎金融庁
144	○	電子タグ活用によるサプライチェーン高度化に向けた検討	電子タグの出荷枚数	電子タグ活用による生産性向上	- 個品情報の取得・共有ができていないことにより、サプライチェーン全体における食品ロスや返品といった課題が生じている。 - 電子タグ活用に向け、平成29年度中に、コードの標準化、貼付方法、情報共有化システムについて取りまとめを実施。 - これにより、電子タグの導入を促すことで、サプライチェーンの高度化を実現。							◎							◎経済産業省
145	○	事業者における財務・決済プロセス高度化に向けた金融EDIにおける商流情報活用の促進	XML電文に対応した新システムを利用する金融機関数	-	- 事業者における財務や決済処理の効率化・高度化に向けては、商流情報が電子的に授受できることが重要。 - 産業界の実態を踏まえ、平成29年中に金融EDI情報として格納すべき商流情報の標準化項目の普及に向けた課題を整理するとともに、金融機関におけるXML電文化について、平成30年中のXML新システム稼動と、平成32年までのXML電文への全面的移行について、着実に取り組む。							◎							◎金融庁、経済産業省
146	○	農業情報の標準化の推進	公表した標準化に係る個別ガイドライン数	標準化に基づく提供サービス数	- 篤農家の持つ技術・ノウハウの新規就農者等への継承を促進するためには標準化に基づくデータの活用が不可欠。 - 平成29年度以降は、農業情報創成・流通促成戦略に係る標準化ロードマップにおける優先的に標準化に取り組むべきと考えられる6項目の個別ガイドラインの普及促進及び適宜見直しを行い、加えて、生産履歴、生育調査等の情報の標準化を推進。 - これにより、農業情報の相互運用性・可搬性を高め、農業分野全体における情報創成・流通を促進し、我が国農業の産業競争力を強化。							◎							◎内閣官房、農林水産省、総務省、経済産業省
147	○	農業データ連携基盤の構築	基盤を活用する事業者数	農業データ連携基盤を活用したサービス提供件数	- データを活用した生産性向上や熟練農家の技の継承を実現するため、生産者及び公的機関や研究機関が有する様々な情報を集約し、異なるシステム間のデータ連携が可能となる農業データ連携基盤を構築。 - 平成29年度中に農業データ連携基盤のプロトタイプを構築し、気象や土壌情報等の様々なデータが活用できる環境づくりを進め、農業の競争力強化に資する新サービスを創出。 - これにより、ビッグデータを活用した経営改善・生産性向上や気象データ等を活用した成育予測等による安定供給を実現し、農業の生産性向上とともに関連産業を発展。			○				◎							◎農林水産省、内閣府、内閣官房、総務省
148	○	農地情報公開システムの機能拡充	アクセス数	全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合	- 新規就農者や規模拡大を検討している農家等の担い手が農地を探す際、農地情報の収集が大きな負担となっていたため、平成27年4月より、農地情報公開システムにて、農地の所在や面積、所有者の貸付意向等を全国一元的に提供。 - 平成29年度以降は、利用者の利便性向上に資する機能拡充を検討し、平成35年度までに担い手が利用する面積が全農地面積の8割になることを目指す。 - 農地情報公開システムの利用等により、担い手への農地利用の集積・集約化を進め、我が国農業の産業競争力を強化。							◎							◎農林水産省、内閣官房

No.	本文記載	施策名	KPI（進捗）	KPI（効果）	スケジュール	第3章基本的施策の条（◎：主に該当するもの、○：連携するもの）											雛型		府省庁名
						10条	11条	12条	13条	14条	15条1項	15条2項	16条	17条	18条	19条	都道府県	市町村	
149	○	森林施業集約化に向けた林地台帳の整備	林地台帳を整備した市町村数	森林経営計画の認定率	- 我が国の森林所有構造は、小規模・零細であり、所有者の世代交代や不在村化等から、今後、所有者の特定が困難な森林の増加が懸念され、効率的な森林整備のためには、所有者・境界を明確化し、その情報を担い手に提供して施業集約化することが必要。 - 平成30年度までに市町村が林地台帳に掲載する森林所有者や境界に関する情報を標準仕様に基づき収集・整理を行い、平成31年4月から林地台帳制度の本格運用を開始。 - 森林組合や林業事業体等が林地台帳を活用することにより、森林所有者に対する施業の働きかけを効率的に行い、森林施業の集約化を推進。							◎							◎農林水産省
150	○	海事生産性革命(i-Shipping)	-	世界における船舶建造量シェア	- 造船業の国際競争力強化のためには、IoT、AI等の情報技術等を活用した生産性の向上が必要。 - 平成37年に世界における船舶建造量シェアを30%とすることを目指し、開発・生産工程におけるシミュレーションや3Dデータの活用など、船舶の設計・建造から運航に至る全てのフェーズでの生産性向上に資する技術やシステムの開発・実用化の支援・実証を実施。 - 船内機器等のデータ伝送に係る国際規格の策定等を行い、i-Shippingの開発に不可欠な情報インフラの構築及び標準化を推進。							◎							◎国土交通省
151	○	地理空間情報（G空間情報）の流通基盤の整備等	循環システムのデータ分野数、参加団体数	-	- 地理空間情報の利活用を推進するため、平成31年度までに新たな価値のあるデータを10分野作成し、利用者に提供するとともに、平成32年度には循環システムへの参加50団体以上を目標として推進。 - これにより、G空間情報センターをハブとして、いつでも、誰でも、簡単に高度な地理空間情報が活用できる社会の実現とイノベーションを創出。							◎							◎国土交通省
152	○	国・地方公共団体・事業者等における災害情報の共有の推進	連携する各府省庁のシステム数	国・地方公共団体・事業者等で必要な災害情報を共有できる仕組みの構築によるきめ細やかかつ迅速な災害対応の実現	- 国・地方公共団体・事業者等の各主体が個々に収集・管理している災害情報を、官民で共有することにより、迅速で効果的な支援が可能。 - 平成29年度中に現状の課題を整理し、官民の災害情報の共有ルールを作成するとともに、平成30年度までに府省庁間で防災情報の共有・連携システムを開発することにより、国・地方公共団体・事業者等で必要な災害情報を共有できる仕組みを構築。 - これにより、例えば、避難所等へのラストワンマイルの物資輸送等、きめ細やかかつ迅速な災害対応を実現。					○		◎					○	○	◎内閣府、文部科学省
153	○	準天頂衛星システムを活用した避難所等における防災機能の強化	安否確認サービスの導入自治体数	安否確認サービスの導入自治体数	- 災害の初期段階の被災現場においては、安否情報等の災害情報を伝送する通信手段が輻輳等により十分に活用できない場合があり、対策が必要。 - 平成30年度中に準天頂衛星システムを活用した安否確認サービスの運用を開始し、5都道府県程度のモデル地域において試行的に導入し、平成33年度には20都道府県程度への普及を促進。 - これにより、避難所等で収集された安否情報や災害関連情報を地方公共団体の災害対策本部等の防災機関で利用できるようになるなど情報を的確に捉え、国民への迅速な災害対応を実施。							◎					○	○	◎内閣府
154	○	自動車関連情報の利活用の推進（自動車の履歴情報を収集・活用したトレーサビリティ・サービス）	-	-	- 平成29年度中に点検整備情報の収集・管理・提供の枠組みに係る実現可能性を検証し、ガイドラインの作成等を行うとともに、官民が保有する他の自動車関連情報の活用の在り方について検討を開始し、平成30年度以降、必要に応じて既存制度の改正等を行った上で、平成32年までにサービスの実現を図る。			○			○	◎							◎国土交通省
155		クレジットカードデータ利用に係るAPI連携の促進	API連携に関する報告書の取りまとめ	-	- キャッシュレス化の進展に伴い、カード会社には多くのデータが蓄積されている。一方消費者には、家計簿アプリの普及に見られるように自らの消費情報を収集・管理したいとの要望がある。 - 消費者がこうしたFinTech企業のサービスをより使いやすくするため、平成29年度中にAPI連携の在り方に関する報告書を取りまとめ、クレジットカード会社とFinTech企業におけるAPI連携を促進。 - クレジットカード会社とFinTech企業の連携によるオープンイノベーションを通じて、クレジットカードデータに係る利便性と安全性を両立した新サービスが創出される。			○				◎							◎経済産業省
156		社会の相互運用性（インタオペラビリティ）を高めるプラットフォームの推進	政府内で集積したコード数プラットフォームの認知率（文字情報基盤、共通語彙基盤を調達の参考にした自治体数）	データ連携による新サービスの創出数	・「デジタル・ガバメント推進方針」に基づき、業務目的に応じて適切な範囲の文字の導入を推進する。また、古い規格であるJIS X 0212(補助漢字)は、今後整備される新規システムにおいては使用しないこととする。 ・共通語彙基盤の推進を行いつつ、語彙データベースやツールを活用し分野別語彙の拡大を図るとともに、平成30年度から、活用事例等を収集し普及を図る。 ・政府内のコード管理の考え方を平成29年度中に整理の上、公表可能なコードをオープンデータとして公開する。							◎					○	○	◎内閣官房、経済産業省

No.	本文記載	施策名	KPI（進捗）	KPI（効果）	スケジュール	第3章基本的施策の条（◎：主に該当するもの、○：連携するもの）											離型		府省庁名
						10条	11条	12条	13条	14条	15条1項	15条2項	16条	17条	18条	19条	都道府県	市町村	
157		民間活力を活用したIoTの地域実装の推進	－	地域IoTの成功モデル等の実装地域・団体数	－ 超少子高齢化等が進展する地域においては、生活や産業の基盤が従来の形で維持できなくなりつつある。IoT実装を通じた官民データ利活用による課題解決が期待されるが、予算や人材の制約等により、地域における取組が進んでいない。 － 平成32年度までに、民間プラットフォーム等を活用した地域IoTの成功モデルの横展開の促進や、官民連携による新たなファンディング手法等に関する調査・検証及び運用ガイドラインの策定を通じて、民間活力を活用した自律的な実装・持続的な運営を確保し、地域IoTの成功モデルの実装・普及展開を推進。 － これにより、成功モデルの横展開を含め平成32年度までに延べ800以上の地域・団体において、生活に身近な分野でのIoTを活用した取組を創出し、地域活性化を実現。							◎					○	○	◎総務省
158		【健全なデータ流通基盤構築】 ネットワーク投資、標準化、人材育成などの環境整備を進める	－	－	－健全なデータ流通基盤の構築が必要である。 －各種ガイドライン整備により情報セキュリティ確保取組や、ネットワークへの投資、基礎技術開発と、その国際標準化、実習訓練環境整備やスキルの認定制度等の人材育成などを検討し、環境整備を進める。 －これにより、国民生活の質の向上に図る。							◎							◎総務省、経済産業省
159		計算機支援によって得られた基礎的データと実験、計測、経験式等で得られる各種材料データを含むデータベースの構築及び、データフォーマットの標準化、データ変換技術、ユーザーフレンドリーなインターフェース、情報の共有/秘匿を適切に管理するためのセキュリティ技術等の開発	－	データベースの利用状況	データ駆動型材料探索、材料性能予測を可能とする材料データベースを運用する中核拠点の構築に必要なルール策定及び仕組みづくりを行い、平成32年度に中核拠点の構築を目指す。							◎							◎内閣府、文部科学省
160		調達情報の流通の効率化と情報活用の促進	APIでの調達情報提供機関数	－	調達情報の流通の効率化と情報活用を促進するため、官報に掲載する調達情報等を情報交換するための共通的なAPI の活用に取り組む。また、地方公共団体にも該当API の普及を図る。また、平成29年度中に調達情報の流通に関するロードマップを作成する。							◎					○	○	◎内閣官房、総務省
161		各種制度情報に関するデータ構造の整備及びAPI活用の推進	登録制度数	－	支援制度情報データベースを拡張のうえ、利活用を推進することによる国民や事業者の活性化を図る。平成29年度早期にAPI仕様を公開することにより、各府省庁は、Webサイト更改時などに順次、国民や事業者の利活用に資する公開可能な支援制度情報等をAPI を通じて公開することとする。また、地方公共団体にもAPI の普及を図る。その際はマイナポータル、法人インフォメーション等との連携を図りながら推進する。							◎					○	○	◎内閣官房、総務省、経済産業省、関係府省庁
162		第4次産業革命時代を見据えたIoTサービス等に関する国際標準化戦略の推進等	国際標準提案数	－	大規模データの収集・蓄積・処理技術の高度化等、IoTの進展等に必要な技術の確立とその活用を推進するため、スマート工場、自動走行システム等の分野において、国際標準規格成立に向けた取組みを実施。 多様なIoTサービスを創出するため、膨大な数のIoT機器を迅速かつ効率的に接続する技術等の共通基盤技術の開発を行うとともに、国際標準化に向けた取組を強化。							◎							◎経済産業省、総務省
163		予防接種記録の電子化推進と疫学調査等への活用の検討	予防接種記録の電子化達成率	予防接種記録の電子化総数	マイナポータルを活用した子育てワンストップサービスの平成29年度中の本格運用に向けて、市町村における予防接種記録の電子化を平成26年度より継続して進めている。本年度より疫学調査や研究開発等への活用を検討し、予防接種に関する施策の推進を目指す。			○				◎						○	◎厚生労働省
164		国立高度専門医療研究センター（NC）や学会等が構築する疾患登録システム等のネットワーク化を行う「クリニカル・イノベーション・ネットワーク」の構築による効率的な臨床開発のための環境整備	疾患登録システムの構築数	疾患登録システムを活用した治験・臨床研究の実施件数	クリニカル・イノベーション・ネットワーク構想において、疾患登録システムを活用した効率的な治験・市販後調査・臨床研究体制の構築を推進。平成32年までに15疾患の疾患登録システム構築等の環境整備を図ることにより、疾患登録システムを活用した治験・臨床研究を20件実施する。							◎							◎厚生労働省
165		健康・医療・介護分野のICT活用におけるメリットの提示、インセンティブ付与等を通じたデータ・ICT活用促進の検討	－	－	－健康・医療・介護分野のICTインフラを、平成32年度から本格稼働させるべく具体的な検討を進めることも踏まえ、健康・医療・介護分野のICT活用におけるメリットの提示、インセンティブ付与等を通じたデータ・ICT活用促進を検討する。							◎							内閣官房、◎厚生労働省
166		電子版お薬手帳の普及推進（患者のための薬局ビジョン推進モデル事業の実施）	モデル事業の実施状況	電子版お薬手帳に対応可能な薬局数	平成28年度に4県の事業委託をし、事業を開始。平成29年度末に事業の成果・実績をとりまとめるとともに、それらの全国展開を行い電子版お薬手帳に対応可能な薬局を増やすことで、電子版お薬手帳の普及を促進する。また、来年度以降も同様の事業を実施する予定。							◎					○	○	◎厚生労働省
167		医療情報連携ネットワークの普及	ネットワークの整備状況	全国規模でのデータ利活用	平成32年度からの本格稼働に向け、平成29年度中に実証事業を開始しつつ、具体的なシステム構成について検討し、平成30年度以降、詳細な設計に着手する。							◎							◎厚生労働省

No.	本文記載	施策名	KPI（進捗）	KPI（効果）	スケジュール	第3章基本的施策の条（◎：主に該当するもの、○：連携するもの）											離型		府省庁名
						10条	11条	12条	13条	14条	15条1項	15条2項	16条	17条	18条	19条	都道府県	市町村	
168		医療画像を収集し、画像診断へのディープラーニング技術の応用に向けた研究開発	学会による自律的な医療画像データ収集体制の構築数	－	画像診断等の支援・向上に向け、学会を中心として医療画像データの収集体制の構築を平成28年度から開始し平成31年度までにディープラーニング技術応用に向けた収集体制の構築を目指す。							◎							◎厚生労働省
169		訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業（訪日外国人旅行者の要望・不満調査）	訪日外国人旅行者数、訪日外国人消費額	訪日外国人旅行者数、訪日外国人消費額	訪日外国人受入に際しての課題を解決し、前進させるため、SNS等を活用した訪日外国人旅行者の不満・要望調査を行い、受入環境整備の効果を実証する。							◎							◎国土交通省
170		大規模生産のための農業機械の夜間走行、複数走行、自動走行などのための高精度GNSS（GlobalNavigationSatelliteSystem：全地球測位システム）による自動走行システム等の導入（SIPを含む）	無人走行システムの実現	農業機械の夜間走行、複数走行、自動走行等の実現による生産性の向上	農業機械の平成30年までの有人監視下での圃場内の自動走行システムを市販化、平成32年までに遠隔監視下での無人システムを実現。							◎	○						◎内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省
171		省力化や精密化に向けた生産システム等の大規模実証	－	－	平成29年度内を目途に具体的な取組内容やスケジュール等を具体化する予定。							◎							◎農林水産省
172		産業保安におけるビッグデータの利活用促進（産業保安のスマート化）	－	－	平成29年度以降、保安に係る諸データについて、企業の垣根をこえたビッグデータを組成していくためのガイドラインや制度設計を検討。							◎							◎経済産業省
173		災害リスク情報の利活用手法の研究開発	災害リスク情報検索システムの開発完了、協働型地域防災システムの開発完了	－	災害リスク情報をオープンデータ化するために必要なインターフェースや検索システムの実証・改良等を行い、平成34年度中に開発を完了。協働型地域防災システムの研究開発においては、地域特性を考慮した防災対策を計画し実行できるようにシステムを改良し、平成34年度中に開発を完了。							◎					○	○	◎文部科学省
174		地球環境情報プラットフォーム構築推進プログラム	地球環境情報プラットフォームの利用者数 登録データセット数	－	地球環境ビッグデータ（観測情報・予測情報等）を蓄積・統合解析し、気候変動等の地球規模課題の解決に資する情報プラットフォームである「DIAS」に関して、平成32年度までの事業期間において、民間企業等も含めた国内外の多くのユーザに長期的、安定的に利用されるための運営体制の整備や共通基盤技術の開発を推進する。							◎							◎文部科学省
175		ICTを活用した洪水等の水害リスク情報の提供	国が管理する河川において携帯電話を活用した洪水情報のプッシュ型配信の運用を開始した水系数	－	洪水時に住民の主体的な避難を促進するため、携帯電話事業者が提供する緊急速報メールを活用した洪水情報のプッシュ型配信の運用を平成32年度までに全国の国管理河川109水系へ順次拡大予定。							◎							◎国土交通省
176		ダイナミックマップの開発、管理・配信技術の確立	ダイナミックマップに係る高精度3次元地図（実証実験エリア）の試作・評価	ダイナミックマップセンター機能の実現	自動運転システムに用いるダイナミックマップの開発、管理・配信技術を確立する。 平成29～平成30年度に、国内外の関係メーカー等が参加する大規模実証実験を実施し、ダイナミックマップ等の実用化に向けた検証を推進。 これにより、平成32年の自動車専用道路での自動運転システム（準自動パイロット）実現等を図る。							◎							内閣官房、◎内閣府、警察庁、総務省、経済産業省、国土交通省
177		不動産総合データベースの構築	不動産総合データベースの本格運用	業務の効率化や消費者サービスの向上	－ 様々な機関に分散して存在する不動産に関する情報を一元的に把握できる「不動産総合データベース」の本格運用に向け、平成29年度中に必要な検討・調整を行う。		○					◎							◎国土交通省
178		Lアラートによる迅速な災害情報発信や発信情報の拡充・利活用の拡大	・研修の実施回数 ・災害情報の視覚化等のための実証地域数	・Lアラートの導入都道府県数 ・災害情報の視覚化等が可能なシステムの導入都道府県数	平成30年度末までを目途に、Lアラートの全都道府県での運用を開始。また、平成31年度までにLアラートを通じた災害情報の視覚化等のための実証実験を実施し、平成32年度末までに15都道府県での実装を予定。あわせて、情報伝達者の全国的な参加を促進するとともに、情報内容の拡充、合同訓練や研修等を実施し、Lアラートの普及展開を推進。							◎					○	○	◎総務省
179	○	AIを活用した「保健指導支援システム」の研究推進	システム導入した地方公共団体数	システムを導入した地方公共団体における医療費の適正化効果	－ 各地方公共団体が保有するデータ（健診・レセプト、事例データ、エビデンスデータ等）が十分に活用されておらず、AIによる解析を通じてそれを活用することで効果的な保健指導が可能。 － 平成29年度から平成31年度までに地方公共団体で蓄積されている健診・レセプトデータ等を収集し、そのデータから保健指導における課題を分析するとともに、最適な施策候補を抽出して提案するAI保健指導支援システムを開発。平成32年度以降、システムを導入する地方公共団体を拡大。 － これにより、国民の健康維持または健康増進を図ることで、地方公共団体における医療費の適正化を実現。							○	◎					○	◎総務省
180	○	個人の健康・医療情報を活用した行動変容促進事業	介入による生活習慣病等の改善者数	健康情報を活用し生活習慣病予防等に取り組む保険者数	－ 国民一人一人が健康への関心を高め、生活習慣病等を予防することで、高騰し続ける医療費の抑制と健康寿命の延伸が必要。 － 平成29年度に事業実施団体（研究者）を決定し事業を開始、平成31年度までの3年間に渡って研究事業を実施。同事業期間内に、重症者予防効果等の検証と行動変容を促進するアルゴリズムの開発を行うとともに、本施策に係る効果を図る指標を明確化。 － これにより、医療費の適正化等を実現。								◎						◎経済産業省

No.	本文記載	施策名	KPI（進捗）	KPI（効果）	スケジュール	第3章基本的施策の条（◎：主に該当するもの、○：連携するもの）											雛型		府省庁名
						10条	11条	12条	13条	14条	15条1項	15条2項	16条	17条	18条	19条	都道府県	市町村	
181	○	臨床研究等ICT基盤構築・人工知能実装研究事業の推進	評価委員会で研究成果の検証及び採点を行い、採択及び継続となった研究数	–	– 健康・医療分野（介護・福祉分野を含む。）の大規模データの分析結果を利活用するため、データの標準化と人工知能を用いた恒常的な仕組みづくりが必要。 – 平成30年度に評価委員会での研究成果の検証等を踏まえて、実現可能性の高い活用例について試験的運用を開始。平成31年度に本格運用を行い、医療の質向上・均てん化・診療支援等に必要なエビデンスの提供を目指す。								◎						◎厚生労働省
182	○	利用者の生活の質の維持・向上と介護者の負担軽減を実現する介護ロボットの開発等	開発数	ロボット介護機器の国内市場規模	– ロボット技術の介護利用については、利用者の生活の質の維持・向上と介護者の負担軽減の実現に向けて取り組むことが重要。 – 平成29年度内に重点分野の再検証を行い、平成30年度以降の新たな開発支援対象に反映。また、介護報酬改定等での評価を検討。 – 介護現場のニーズを開発シーズと繋げられるよう、現場主導のロボット開発を実現。								◎						◎経済産業省、厚生労働省
183	○	高精細映像データの収集・解析およびAIを通じた診療支援	試作機の開発状況	臨床試験時のQOLの改善状況	– 高精細技術を活用した医療機器等の医療上の有用性等の検証を行うとともに、高精細映像データの更なる利活用に向けた具体的方策と課題の検討・検証等を実施。 – 臨床試験の実施を通じて、8K等高精細技術を活用した内視鏡システムの試作機を平成30年度までに開発し、平成31年度までに内視鏡診断支援システムの試作機を開発。 –これらを通じて、安全な手術等による根治性や治療後のQOLを向上。								◎						◎総務省
184	○	診療データを活用したICT・AI等を用いた診療支援機器の研究開発	革新的医療機器	システムの実用化件数	– 医療分野へのICT技術やAI等の活用が進んできているものの、収集した診療情報を集計・分析して治療に活用する医療機器の開発は発展途上。 – したがって、上述の診療情報のセキュリティ対策や品質確保の観点にも留意しつつ、診断支援機器・システムを開発し、臨床現場で利用可能とすることが重要。 – これに関し、平成32年度までに、5種類以上の革新的医療機器・システムの実用化を目指す。 – これら診療情報等を活用した新たな医療機器・システムにより、医療の質を向上。								◎						◎経済産業省
185	○	多言語音声翻訳技術の研究開発及び社会実証	導入機関数	–	– 多言語音声翻訳技術にディープラーニングを搭載して翻訳精度を向上し、平成32年度に導入機関数100件の社会実装を目指す。								◎						◎総務省
186	○	ICT、ロボット等の活用による農作業の軽労化・自動化の実現	省力化に貢献するロボット等の実用化数	ロボット等の導入により効率化された作業等	– 農林水産業の現場では、依然として労働負荷が大きい作業や人手に頼る作業が多く、農業現場の生産性向上や農作業の負荷軽減が課題。 – 平成32年度までに、最適な水管理の自動化技術の開発による圃場における水管理労力の50%以上削減、複数の農作業機の自動作業技術の開発による労働コストの半減等を達成。 – これにより、農業の国際競争力の向上、担い手不足の解消を実現。					○			◎						◎農林水産省、内閣府、総務省、文部科学省、経済産業省
187	○	農業におけるAI、IoT、ロボット、準天頂衛星等の先端技術の活用に向けた研究開発	研究開発されたロボット数、無人走行システムの実現	省力化などに貢献する新たなロボット数	– 農林水産業の現場における人手不足等の様々な課題を解決し、生産性を抜本的に改善するため、AI、IoT、ロボット等の革新的技術の活用に向けた研究開発に取り組む必要性が存在。 – 農業機械の平成30年度までの有人監視下での圃場内の自動走行システムを市販化、平成32年までに遠隔監視下での無人システムを実現し、農林水産業・食品産業分野での省力化等に貢献する新たなロボットを20種類以上市場へ導入。 – これにより、夜間走行や複数台同時走行等を実現し、これまでの作業限界を打破することで、農業の産業競争力の強化、担い手不足の解消を実現。								◎						◎農林水産省
188	○	豪雨・竜巻予測技術の研究開発	局地的豪雨予測、強風域予測精度	–	– 災害発生件数が多い我が国では、国民に対し高精度・高密度な災害発生予測による迅速な避難指示等の対策が急務。 – 平成30年度末までに豪雨・竜巻予測の高頻度・高密度化のための最新気象観測装置(MP-PAWR)等の研究開発を行い、1時間先の局地的豪雨予測、強風域予測を実現。 – これにより、災害発生前に国民に対し、迅速な避難指示等ができ、安全・安心な社会の実現に寄与。							○	◎						◎内閣府、総務省、文部科学省、国土交通省
189	○	「官民ITS構想・ロードマップ」に基づいた取組の推進	–	–	– 高度自動運転（SAEレベル3以上）の社会実装に向け、「ドライバーによる運転」を前提としたこれまでの交通関連法規の見直しが必要。 – 平成29年度を目途に自動運転車両・システムの特定と安全基準の在り方、交通ルールの在り方、自賠責保険を含む責任関係の明確化等を検討するため、高度自動運転実現に向けた政府全体の制度整備の方針（大綱）を策定。 – また、自動運転に必要となる官民それぞれが保有するデータのダイナミック・マップへの活用方法について、オープンデータ化も含め検討。 – これにより、平成32年以降の高度自動運転の社会実装を実現。								◎				○	○	◎内閣官房、内閣府、警察庁、総務省、経済産業省、国土交通省

No.	本文記載	施策名	KPI（進捗）	KPI（効果）	スケジュール	第3章基本的施策の条（◎：主に該当するもの、○：連携するもの）											離型		府省庁名
						10条	11条	12条	13条	14条	15条1項	15条2項	16条	17条	18条	19条	都道府県	市町村	
190	○	自動運転に係る実証プロジェクトの円滑・迅速な推進	高速道路でのトラック隊列走行・無人自動運転による移動サービスの実証プロジェクトの実施	自動運転の社会実装	- 生産年齢人口の減少が見込まれる中、地域における公共交通網維持、人手不足が深刻化している物流分野への対応等が喫緊の課題。 - 官民ITS構想・ロードマップ2017を踏まえ、高速道路での隊列走行を早ければ平成34年に商業化することを目指し、平成32年に高速道路（新東名）での後続無人での隊列走行を実現するため、平成29年度中に後続車有人システム、来年度に後続車無人システムの公道実証を開始し、また、無人自動運転による移動サービスを平成32年に実現することを目指し、平成29年度から、道の駅など地域における公道実証（遠隔運行によるものを含む）を全国10カ所以上で実施。 - こうした実証プロジェクトを積み重ね、自動運転の社会実装を実現。								◎				○	○	◎内閣官房、内閣府、警察庁、総務省、経済産業省、国土交通省、
191	○	小型無人機（ドローン）の技術開発等と産業利用の推進	-	-	- 無人航空機について、平成30年（2018年）には山間部などニーズの見込まれる地域で荷物配送を実施し、2020年代には人口密度の高い都市でも安全な荷物配送を本格化させるため、補助者を配置しない目視外飛行や第三者上空飛行など高度な飛行を可能とするための技術開発と制度的対応を進める必要。 - 福島浜通り地域の実証フィールドを活用して機体の性能評価基準を本年度中に策定し、複数の機体の同時活動を可能とする運航管理システム・衝突回避技術等の開発や国際標準化を推進。目視外飛行の実現に向けた電波利用の在り方について、調査・検討を推進。補助者を配置しない目視外飛行に係る機体や操縦者等の要件を本年度中に明確化し、航空法に基づく許可・承認の審査要領を来年度早期に改訂するとともに、関係者との合意形成・安全対策の策定に取り組む協議会を活用した申請手続の合理化を検討。 - これらの取組等により、ドローンの産業利用の促進を図る。								◎						内閣官房（◎補室、IT室、日本経済再生総合事務局、内閣サイバーセキュリティセンター）、内閣府、警察庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省
192		特許行政事務における外部からの問合わせ対応へのAI関連技術の活用	-	-	業務量の大きい外部からの問い合わせ対応へのAI関連技術を活用し、ユーザーサービスの向上や業務の効率化につなげることに関し、実証・検討を行い、平成30年度を目処に、その結論を得る。								◎						◎経済産業省
193		熟練農業者のノウハウの「見える化」	熟練農業者のノウハウの「見える化」の事業の学習システムを開発した数	熟練農業者のノウハウの「見える化」の事業の学習システムを活用した都道府県数	平成32年度までにAI等を活用して熟練農業者の技術を短期間で習得できるシステムの全国展開を目指す。								◎						◎農林水産省
194		多収、高品質、効率生産のための衛星等のセンサによる作物育成、土壌水分、収穫適期など画像解析等センシング技術や過去の生産データの活用による「精密農業」の開発（SIPを含む）	各種センシングデータ等に基づいた栽培管理技術の開発	各種センシングデータ等に基づく栽培管理技術の確立	平成32年までに、センシング情報に基づく代掻き、播種、施肥など高精度化による収量、品質の向上及び施肥量の30%削減を実現。								◎						◎農林水産省、内閣府、総務省、文部科学省、経済産業省
195		畜産・酪農について、ICT、ロボット技術等の活用による省力化した生産技術の開発	省力化した生産技術の開発数	開発した技術の生産現場での採用件数	平成32年度までに搾乳ロボット活用技術、泌乳平準化技術、周年親子放牧技術、省力牧草生産技術等の省力化した生産技術を開発。								◎						◎農林水産省
196		IT等を活用した社会資本の維持管理	国内の重要インフラ・老朽化インフラのセンサ等の活用による点検・補修の実施状況	-	平成29年度以降も引き続き、モニタリング技術の現場実証を行う。また、プラットフォームの機能強化を図りつつ本格運用へ移行させる。							○	◎						◎国土交通省
197		農業機械の無人走行への安全対策の確立	無人走行システムの実現	-	平成32年までの遠隔監視下での無人システムの実現に向けて、人検知技術など必要な技術開発や生産現場での実証等を推進。								◎						◎農林水産省
198		IoT推進のための横断的な技術開発事業	採択テーマ数（公募により10件を超えるテーマを採択することを目標）	消費電力性能等（平成32年度までに従来比10倍以上を実現する技術確立を目標）	平成32年度までに次世代のIoT推進を支える分野横断的な共通基盤技術（デバイス・情報処理・セキュリティ等）を創出する。								◎						◎経済産業省
199		最先端スーパーコンピュータ等の開発・運用	-	-	スーパーコンピュータ「京」を中核とした革新的ハイパフォーマンス・コンピューティング・インフラ（HPCI）を構築・運用するとともに、この利用を推進する。また、平成33～34年の運用開始を目標に、世界最高水準のスーパーコンピュータであるポスト「京」を開発する。								◎						◎文部科学省
200		次世代人工知能・ロボット中核技術開発	本プロジェクトで取得される特許等を活用したロボットの開発数	次世代人工知能を実装したロボットの研究開発の高度化	平成32年までに本研究開発を通じて取得される特許等のうち6件以上を活用して、次世代人工知能を実装した6種類のロボットの研究開発を実施する。								◎						◎経済産業省
201		「IoT/BD/AI 情報通信プラットフォーム」社会実装推進事業	標準化提案数	標準化の獲得	平成29年度から研究開発に着手、平成30年度6月末までに利用者に対するAPIの提供の開始、平成31年度までに先進的な利活用モデルに関する国際標準化に向けた取組を推進し、その成果（デファクトスタンダード獲得に向けた外国政府・外国企業との共同研究合意等の国際的活動の成果を含む。）を2件以上獲得する。								◎						◎総務省
202		IoT共通基盤技術の確立・実証	標準化提案数	標準化提案数	平成29年度下期以降で3つ以上の標準化提案を行うことを目指す。								◎						◎総務省

No.	本文記載	施策名	KPI（進捗）	KPI（効果）	スケジュール	第3章基本的施策の条（◎：主に該当するもの、○：連携するもの）											離型		府省庁名
						10条	11条	12条	13条	14条	15条1項	15条2項	16条	17条	18条	19条	都道府県	市町村	
203		次世代人工知能技術の研究開発	標準化提案数	標準化の獲得	平成29年度から研究開発に着手、平成30年度にプロトタイプ等の設計・開発、平成31年度に次世代人工知能技術の標準モデルの構築を行い、基盤技術についての標準化提案を3つ行うことを目標とする。								◎						◎総務省
204		人工知能/ビッグデータ/IoT/サイバーセキュリティ統合プロジェクト	－	－	「人工知能技術戦略」に基づき、平成32年度以降、関係機関・産学官連携による実証評価を実施。								◎						◎文部科学省
205		戦略的情報通信研究開発推進事業（SCOPE）	－	終了評価において、当初の見込みどおりか、それを上回った成果があがった課題の割合を90%以上	採択以降、1年をサイクルとして選抜評価、継続評価、終了評価のPDCAサイクルで実施。								◎						◎総務省
206		脳情報による無意識での価値判断を活用した評価手法の研究開発	脳情報を用いた印象評価の基盤技術の確立	当該技術の利用希望者数	人の感性を脳活動から客観的に評価し、製品・サービス等に対する脳活動情報を無意識での価値判断等に応じて適切に処理を行う脳情報通信技術の研究開発を行い、サービス化の実現を目指すにあたり、平成29年度では、視覚情報と脳活動との関連性を解析するために、視覚刺激に対するアノテーションをする人のバリエーション（年齢・性別など）を増強し、データ量と印象評定の関係を分析する								◎						◎総務省
207		インフラ維持管理・更新等の社会課題対応システム開発プロジェクト	実証試験の完了	－	本施策では的確にインフラの状態を把握できるモニタリング技術、点検・調査を行うロボット技術・非破壊検査技術の開発を実施。平成29年度には開発・試験を行い、平成30年度には、実環境による実証実験を実施。								◎						◎経済産業省
208		大規模インフラの維持管理・更新等のための高性能モニタリングシステムの研究開発事業	システム開発の完了	－	本施策では「インフラ維持管理・更新等の社会課題対応システム開発プロジェクト」の成果を用い、大規模インフラへのセンサネットワークシステム活用によるインフラ点検システムを社会実装すべく研究を実施。平成30年度中に実証試験を行い目標性能を達成し、システム開発を完了。								◎						◎経済産業省
209		全国主要交差点への信号交差点到着時の信号灯火に関する情報等を提供するインフラの整備及び対応車載機の普及	TSPS（信号情報活用運転支援システム）及びDSSS（安全運転支援システム）を運用する都道府県数	TSPS及びDSSS整備交差点数	交通量及び交通事故死者数が多い路線に、順次、TSPSの整備を実施し、右折時の事故が多い交差点に順次DSSSの整備を実施する。								◎						◎警察庁
210		G空間次世代災害シミュレーションの研究開発	火災延焼シミュレーションシステムの開発完了	火災延焼シミュレーションの自治体消防本部への導入数	市街地延焼火災対策のためには、地域ごとの火災リスク評価にもとづき、火災防ぎょ計画の検討やその訓練を可能とすることが必要。平成31年度までに日本全国における地域ごとの延焼リスクの評価と定量化を可能とするシステムを開発し、平成32年度までに火災延焼シミュレーションを100以上の自治体の消防本部に導入。 地域ごとの延焼リスクに基づいた市街地延焼火災対策により、例えば、市街地大火の発生や拡大を抑止することで、安全・安心な国民生活を実現。								◎				○	○	◎総務省
211		第5世代移動通信システム（5G）実現に向けた研究開発・総合実証試験	5G研究開発、実証試験の進展	平成32年の5G実現	これまで研究開発の促進、国際連携の強化、周波数確保に向けた基本戦略等の検討を実施。 今後、研究開発や社会実装を念頭に置いた総合的な実証試験の促進を通じ、平成32年に5Gを実現する。								◎						◎総務省
212		新たな社会インフラを担う革新的光ネットワーク技術の研究開発	運用単位あたりの通信処理速度を拡大する技術の確立	研究成果の実用化	平成37年頃に遠隔医療等によるコアネットワークのデータ容量増大に対応するため、社会基盤となる光コアネットワーク技術を確立し、研究成果の実用化を目指す。								◎						◎総務省
213		災害対応のための消防ロボットシステムの研究開発	実戦配備可能型消防ロボットシステムの開発完了	－	災害状況を観測・分析し、消火等の消防活動を自律的に行う消防ロボットシステムの実現に向けて、平成30年度末までに実戦配備可能なロボットシステムを完成し、準天頂衛星の稼働等に対応し消防ロボットシステムの高精度化等を推進。								◎						◎総務省
214		次世代救急自動車の研究開発	「救急自動車最適運用システム」「乗員の安全防護システム」の開発完了	「救急自動車最適運用システム」「乗員の安全防護システム」の実用化	現場到着時間・病院収容時間の延伸防止等を図るため、ビッグデータ、G空間情報等の最新技術を利用した次世代救急車等の研究開発を実施。平成32年度までに「救急自動車最適運用システム」と「乗員の安全防護システム」を完成。								◎						◎総務省
215		新しいステージに向けた学術情報ネットワーク（SINET）整備	－	－	SINET5を継続して運営する中で、ニーズに応じて回線の増強を行うとともに、平成30年度までに研究データ基盤の開発を行い、平成31年度までに実証実験、試験運転を経て平成32年度から本格運用を行う。								◎						◎文部科学省

No.	本文記載	施策名	KPI（進捗）	KPI（効果）	スケジュール	第3章基本的施策の条（◎：主に該当するもの、○：連携するもの）											離型		府省庁名
						10条	11条	12条	13条	14条	15条1項	15条2項	16条	17条	18条	19条	都道府県	市町村	
216		首都直下型地震等の大規模災害の発生時に複合災害への対応も含めて都市機能を確実に維持することを目的に官民の連携による、ビッグデータ・AI等を活用した高精度な被害予測・推定のための研究開発	本プロジェクトへの参画機関数	総合的な災害対応、事業継続、個人の防災行動等に資する適切な情報提供の在り方の確立	平成29年度より5年計画で、政府関係機関、地方公共団体、民間企業等が保有する地震観測データを統合し、官民連携による超高密度地震観測システムを構築予定。官民一体の総合的な災害対応や事業継続、個人の防災行動等に資するデータセットの整備、解析手法のあり方の確立を目指す。								◎				○	○	◎文部科学省
217		救急車等緊急自動車や路線バスの交差点優先通行システムの順次導入	FAST（現場急行支援システム）及びPTPS（公共車両優先システム）を運用する都道府県数	FAST又はPTPSの機能を有する車載機台数	FAST（現場急行支援システム）については、病院の周辺への整備等、消防機関等のニーズを踏まえ、整備を実施する。 PTPSについては、バス事業者等のニーズを踏まえ、整備を実施する。								◎						◎警察庁
218		プローブ情報の収集、活用及び提供	交通管制センターにプローブ情報収集機能が導入されている都道府県数	災害発生時のプローブ情報を活用した交通情報提供回数	都道府県警察の交通管制システムの中央装置の更新に伴い、順次、プローブ情報収集機能を導入する。また、大規模災害発生時に、官民のプローブ情報を融合した通行実績情報を提供する。								◎						◎警察庁
219		自律型モビリティシステム（自動走行技術、自動制御技術等）の開発・実証	自動走行等に必要な高度地図データベースの更新・配信技術等の確立	自動走行等に必要な高度地図データベースの更新・配信技術等の社会実装	自律型モビリティシステムの実現に向けて、平成30年度までに、高効率な通信処理技術、自動走行等に必要な高度地図データベースの更新・配信技術、緊急時の自動停止・再起動等の高信頼化技術等の開発及び社会実証を推進。								◎						◎総務省
220		海洋資源調査のための次世代衛星通信技術に関する研究開発	伝送速度10mbps	船舶ブロードバンドサービスの高度化	平成30年までに伝送速度10mbps級を達成する調査船搭載用プロトタイプ衛星地球局を開発する。								◎						◎総務省
221		センサにより収集したデータ等による圃場マップや栽培履歴の管理情報等を活用した経営支援システムの開発	各種センシングデータ等に基づいた経営支援システムの確立	－	平成29年度中に先導的大規模経営における多圃場営農管理システムの現地実証および効果評価を行い、平成30年度までに本システムの有効性と導入効果を明らかにする。								◎						◎農林水産省、内閣府
222	○	AI、IoT等を有効に活用するために不可欠なデータ活用に係る専門的な知識や技術を有する人材の育成について、政府一体となって計画的に実施	データ活用人材に係る最新のITスキル標準の体系とその中での各育成計画	－	－ 第四次産業革命に求められる新しい内容の仕事に対応するため、必要なマインド・能力・リテラシーをもった人材の育成が急務。 － 政府における既存の各取組を踏まえた計画的な人材育成に取り組む。 － これらの人材が核となり新たな製品・サービスが供給され、異分野連携、各分野における既存手法の改善、産業構造の転換が進み、経済成長と社会的課題解決を実現。									◎					◎内閣官房、関係府省庁
223	○	小・中・高等学校におけるプログラミング教育の充実に向けた、学校のニーズに応じた専門性の高い民間人材やe-ラーニング等の活用の促進	官民コンソーシアム（「未来の学びコンソーシアム」）における学校の外部人材やe-ラーニング等の教材の活用校数	－	－ 小学校におけるプログラミング教育が必修となる中、教員による指導を支援する体制が必要。 － 平成29年度を目途に、「未来の学びコンソーシアム」において、外部人材やe-ラーニング等の活用のための仕組みの構築を開始し、平成32年度までに学校のニーズに応じた外部人材及びe-ラーニングなどの教材活用を可能とすることを目標として推進。 － 民間との連携により、教員による指導を支援する外部人材の確保や、学校のニーズを踏まえた教材の開発促進等により、これからの社会を担う次世代への適切な教育が行われ、官民データ活用の基盤となるリテラシーの育成が期待。									◎			○		◎文部科学省
224	○	不足するセキュリティ・IT人材の計画的な育成	平成32年度までに情報処理安全確保支援士の登録者数3万人超、政府機関におけるセキュリティ・IT人材としての研修受講者数	－	－ セキュリティ・IT人材については、不足が懸念されており、今後の育成が急務。 － 平成29年度から「サイバーセキュリティ人材育成プログラム」（平成29年4月18日サイバーセキュリティ戦略本部決定）にのっとった取組を推進。経済産業省では、サイバーセキュリティの専門人材の不足に対応するため、最新のセキュリティに関する知識・技能を備えた高度かつ実践的な人材に関する国家資格である「情報処理安全確保支援士」制度を平成28年10月から開始。平成32年度までに登録者数3万人超を目指す。 － 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の成功をはじめ、重要インフラ等のサイバーセキュリティ対策の向上など、我が国のセキュリティレベルの向上を通じ、官民データ利活用を推進。 －「サイバーセキュリティ人材育成総合強化方針」（平成28年3月31日サイバーセキュリティ戦略本部決定）等に基づき、各府省庁は、平成28年度に策定した「セキュリティ・IT人材確保・育成計画」を着実に推進し、民間等の高度専門人材と一般行政部門との橋渡しをする人材の育成等を図る。									◎					◎内閣官房、経済産業省、総務省
225	○	社会人の学び直しの推進（技術系人材の再教育）	キャリアアッププログラム、教育訓練講座、IPA、NICT等におけるリカレント教育実施者数、大学・専門学校等での社会人受講者数	－	－ 新サービスの創出等を通じた事業者の競争力強化、再雇用機会の創出等を図るため、技術系人材の再教育（リカレント教育）等の環境整備が必要。 － 平成29年度中に再教育に必要なプログラム等の体系を整理し、着手可能なものから順次開始。こうした取組を通じ、平成37年までにICT人材を200万人倍増に寄与するとともに、ICT企業はもとよりユーザー企業を含めたICT人材の創出を目指す。 － 企業の競争力強化、再雇用機会の創出等を図ることにより、経済成長、社会課題解決に寄与。									◎					◎内閣官房、経済産業省、総務省、関係府省庁

No.	本文記載	施策名	KPI（進捗）	KPI（効果）	スケジュール	第3章基本的施策の条（◎：主に該当するもの、○：連携するもの）											離型		府省庁名
						10条	11条	12条	13条	14条	15条1項	15条2項	16条	17条	18条	19条	都道府県	市町村	
226	○	IoTネットワークを運用・管理する人材の育成	人材育成講座を修了し、スキルの認定を受けた技術者等の人数	-	- IoT時代のネットワークにおいては、多様なサイズのデータの流通や変動の激しいトラヒックを処理することが求められ、ソフトウェアを活用した新たな運用・管理が不可欠となるため、ソフトウェア制御等、ネットワークの柔軟な運用スキルを持つ人材の育成が必要。 - 平成29年内に、ソフトウェア・仮想化技術等を活用したネットワークの運用・管理に必要なスキルを明確化するとともに、スキルを身に付けるための実習・訓練を開始、スキルの認定を一貫して行う体制を立ち上げ、実習・訓練を開始。平成32年には、推進体制等を通じて定常的に人材育成を実施。 - ソフトウェア技術を用いてネットワークを運用・管理できる人材を育成することにより、IoT時代の膨大かつ多様なデータ流通を支えるネットワークインフラの強化を図り、新たなサービスの促進を加速。									◎					◎総務省
227	○	若年層に対するプログラミング教育の普及推進	事例の採択件数	障害種別に応じて確立した実施モデルの数	- 子供たちの論理的思考力や創造性等を高める観点から、クラウドや地域人材を活用した、プログラミング教育の実施モデルを開発・普及し、将来の我が国の社会経済を支える人材を育成。 - 平成28年度中に、放課後・休業日等の課外において民間（大学を含む。）主導で開発した標準的な実施モデル（11件）に基づき、平成29年度中には、標準的な実施モデルとして19件の事例を拡充するとともに、障害のある子供に対する実施モデルの10件以上の事例を確立する。更に、プログラミングに関して高い興味・関心を示す児童生徒等が継続して学習できる教材について30件の事例を検証。 - 検証の成果については、「未来の学びコンソーシアム」とも連携して、プログラミング教育の提供事例を発信していくことで、学校教育におけるプログラミング教育の円滑な必修化に寄与。					◎				◎					◎総務省
228	○	プログラミングなどIoTに関する地域における学習環境づくり手法の検討	学校でのプログラミング教育を通じてITへの興味・関心を高めた児童生徒等に対し、地域における発展的・継続的に学べる環境づくりに資するガイドラインの策定	活用事例数	- 学校でのプログラミング教育を通じて、児童生徒が例えば、学内のみならず、社会人、高齢者、主婦など地域住民と共に学べる受け皿を作ることが重要。 - 平成30年度末までに、地域において児童生徒等が発展的・継続的に学べる環境づくりの在り方について中間取りまとめを実施。平成31年度末までにガイドライン(ガイドラインに基づく活用事例の創出計画を含む。)を策定。					◎				◎					◎総務省
229	○	シェアリングエコノミーサービスの普及	シェアリングエコノミーを活用する地方公共団体数	解決・改善された地域課題数	- シェアリングエコノミー伝道師の地方公共団体への派遣や、地方公共団体と民間事業者をマッチングする仕組みの整備、連携実証を進め、シェアリングエコノミーを活用する地方公共団体の事例を平成32年度中に100団体で実現することを見据え、平成29年度中に少なくとも30団体で創出することを目指す。 - 地域の既存のリソースの有効活用等による地域活性化、行政・公共サービスを補完するサービスの提供、地域における共助の仕組みの充実を進展させ、地域の諸課題を解決・改善。										◎		○	○	◎内閣官房、総務省、経済産業省
230	○	テレワークの普及	平成32年には、テレワーク導入企業を平成24年度比で3倍、テレワーク制度等に基づく雇用型テレワーカーの割合を平成28年度比で倍増	働く者にとって効果的なテレワークを推進	- テレワークは、働き方改革を推進するに当たっての強力なツールの一つであり、より具体的かつ効果的な形で普及が進むようにすることが課題。また、テレワークの普及に当たっては、関係府省庁が連携し、ガイドラインや表彰等の普及啓発の推進、サテライトオフィスの整備等を通じて、平成32年におけるKPIの目標値達成を図る。 - 国家公務員については、平成32年度までに、①必要な者が必要な時にテレワーク勤務を本格的に活用できるようにするための計画的な環境整備を行い②リモートアクセス機能の全省での導入を行う。 - 働き方改革の一助となり、労働者、事業者、その顧客の三方にとって効率的な結果が得られ、ワークライフバランス、生産性、満足度等の向上を実現。					○					◎				◎内閣官房、内閣府、総務省、経済産業省、厚生労働省、国土交通省
231	○	「異能vation」プログラムの推進	公募への応募倍率	応募のうち社会展開・実装を目指す課題の割合	- 我が国の持続的な経済成長を図るためには、イノベーションの創出を加速化し、斬新な価値を創造することのできる、突き抜けた技術課題の発掘が重要。 - 破壊的イノベーションの種となるような技術課題を公募し、その挑戦への取組を支援する「異能vation」プログラムを推進。 - ゴールへの道筋が明確になる価値ある「失敗」を高評価し、野心的な技術課題への挑戦を奨励するとともに、企業等とのマッチングによる技術の社会展開を促進。								○	◎					◎総務省
232	○	官民データ利活用による中堅・中小企業の生産性向上	IT・ロボット導入に関する専門家の支援実績	-	- 中堅・中小企業においても、官民データの利活用によって、生産性を上げ、企業価値を向上させることが重要。 - IT・ロボット導入に関する専門家の支援を平成29年度末までに1万社以上に対して行い、中堅・中小製造業のデータを用いた新サービス・付加価値創出を促進。									◎					◎経済産業省
233	○	自動運転等の開発に必要なソフトウェア人材の育成	-	-	- 自動運転の開発に必要なソフトウェア人材を確保するため、開発に必要な能力を整理しつつ、シミュレーションに精通した人材や革新的な車載ソフトウェアの開発人材の育成システムを本年度内に確立する。									◎					◎経済産業省、国土交通省

No.	本文記載	施策名	KPI（進捗）	KPI（効果）	スケジュール	第3章基本的施策の条（◎：主に該当するもの、○：連携するもの）											離型		府省庁名
						10条	11条	12条	13条	14条	15条1項	15条2項	16条	17条	18条	19条	都道府県	市町村	
234		IT人材スキル標準の策定	IT人材スキル標準について、最新の技術動向等を踏まえた改定が適切な頻度で行われていること、また、それを活用した人材育成事例の普及状況	-	平成29年度から対応開始し、毎年、現場のニーズなどに応じたタスク、スキルの追加や、各種知識体系の最新版への対応を行い、常に最新版を公開するとともに、ITスキル標準の活用システムの提供やポータルサイトを通じた情報発信を適時適切に実施。これらにより、平成32年度までに、ITスキル標準が、産業界において標準的に利活用されるようにする。									◎					◎経済産業省
235		人材育成・普及啓発等	情報処理安全確保支援士の登録数3万人超	-	第4次産業革命に対応する人材を計画的に育成するために、引き続き「セキュリティ・キャンプ」の実施や国家資格の普及・啓発を行うとともに、平成29年度に新たなスキル標準の策定を開始。「産業サイバーセキュリティセンター」の設置、平成32年度の情報処理安全確保支援士の登録者数3万人超を目指す。平成30年度に事業化・起業支援の人材育成プログラムである「未踏アドバンスト」を創設する。									◎					◎経済産業省
236		地域のデータ利活用推進のための地域人材の育成	・地方公共団体職員等向け研修の実施回数 ・専門家・有識者の派遣地域数	地域IoTの成功モデル等の実装地域・団体数	平成30年度より、地方公共団体職員や地域住民のデータ活用力を高めるための教材及び研修「データアカデミー（仮称）」の全国展開を図る。また、オープンデータ伝道師等とも連携しつつ、地域IoTの実装を進める地域への専門家・有識者の派遣を強化するとともに、民間企業等と地方公共団体間の人材交流に係るマッチング等を支援する。									◎			○	○	◎総務省
237		ITベンチャー創出・育成の推進（メンター制度の活用）	支援機関に対するメンター派遣回数	メンター派遣先が実施するベンチャーイベントの評価	平成29年度から自治体や地域産業界・金融機関等の起業家支援及びメンター派遣を開始し、機関に対する好事例を全国に横展開する等によりノウハウ強化を推進する。									◎					◎総務省
238		大学の数理及びデータサイエンスに係る教育強化	センターの整備数	-	平成33年度までに、産業活動や研究活動を活性化させるために必要な数理・データサイエンスの基礎的な素養を持ち、課題解決や価値創出につなげられる人材を育成するため、大学において、文系理系の枠を超えて全学的な数理及びデータサイエンス教育を実施するセンターを整備。									◎			○	○	◎文部科学省
239		成長分野を支える情報技術人材の育成拠点の形成(enPiT)	育成人数	-	情報技術を活用して社会の具体的な課題を活用できる人材を育成するため、平成33年度までに、大学や産業界による全国的なネットワークを形成し、産学連携による課題解決型学習(PBL)等の実践的な教育の推進により、大学における情報技術人材の育成機能を強化する。									◎					◎文部科学省
240		データ解析を効果的・効率的に行うための「人材育成プログラム」を作成	人材育成プログラム(案)の作成	-	「医療現場の実態に即した医療ビッグデータ（NDB等）の解析の精度向上及び高速化を可能にするための人材育成プログラムの開発と検証に関する研究」を平成29年～平成30年度において実施予定。									◎					◎厚生労働省
241		セキュリティ標準の策定	一定の品質を備えたセキュリティ製品・サービスを認定する制度の創設、IoTセキュリティガイドラインの国際標準化	-	平成29年度中に一定の品質を備えたセキュリティ製品・サービスの認定制度を創設する。平成30年度以降、これらの製品・サービスについて政府・企業等における調達・需要拡大を進め、企業のセキュリティ投資を促進する。また、IoTセキュリティガイドラインを本年度中に国際標準に提案する。									◎					◎内閣官房、経済産業省、総務省、全府省庁
242		次世代の教育情報化推進事業	授業中にICTを活用して指導する能力について、「わりにできる」、「ややできる」と回答した教員の割合	-	平成29年:情報教育の推進に関する調査研究、ICT活用指導者養成研修等の実施、平成30年～平成31年：対象拡大、平成32年：次期学習指導要領全面実施（小学校から順次）									◎					◎文部科学省
243		地域に根ざしたIoTスキル転換・学び直し支援事業	情報閲覧数	IoT導入を通じた人材育成事例の状況	企業側と就業者側の双方の負担を勘案して、OJTやPBL(ProblemBasedLearning)にもなる安価で容易なIoTの導入の普及と、オンラインコミュニティやMOOCs等を活用した自律的な学びを後押しする仕組みを平成32年度までに構築する。									◎					◎総務省
244		ジュニアドクター育成塾	毎年新たに育成される受講生の人数	-	平成29年度から事業を開始し、事業実施主体の公募・選定、実施主体による研修プログラムの実施等、着実に事業の推進を図る。									◎					◎文部科学省
245		サイバーセキュリティの強化	演習等の実施回数	セキュリティ人材の育成数	- ネットワーク上の脆弱なIoT機器の業界を超えたセキュリティ対策が必要 - IoT機器の脆弱性調査（平成28年度）結果を踏まえ、脆弱なIoT機器についての情報提供等を行うとともに、セキュリティ対策の実施及びセキュリティ人材の育成を行う。 - これにより、安心・安全なIoTサービスの創出が実現される。									◎					◎総務省
246		データ関連人材育成プログラム	社会において輩出された高度人材の人数、 プログラム受講者の就職率	-	平成29年度中に事業実施コンソーシアムを公募・採択し、事業を開始する										◎				◎文部科学省
247		国保・後期高齢者ヘルスサポート事業	国保・後期高齢者ヘルスサポート事業の支援を受けている市町村国保等数	データヘルス計画を策定している市町村国保等数	国保・後期高齢者ヘルスサポート事業にて、保険者の保健事業計画の策定支援・評価等を行い、必要に応じて事業の見直しを行う。また、現在のデータヘルス計画は平成29年度を最終年度としていることから、これまでに実施した事業の最終的な評価・分析を行う。平成30年度以降も、従来の取組を継続するとともに、必要に応じて事業の見直しを行う。										◎			○	◎厚生労働省

No.	本文記載	施策名	KPI（進捗）	KPI（効果）	スケジュール	第3章基本的施策の条（◎：主に該当するもの、○：連携するもの）											雛型		府省庁名
						10条	11条	12条	13条	14条	15条1項	15条2項	16条	17条	18条	19条	都道府県	市町村	
248		レセプト・健診情報等を活用したデータヘルスの推進事業	データヘルスポータルサイトの活用に関する研修会の開催状況	データヘルスポータルサイトを活用してデータヘルス計画を策定する健保組合数	健康寿命の延伸、生活習慣病患者及びリスク者の減少を図るため、先進的な保険者に限らず、中・小規模の保険者も等しく効率的かつ効果的なデータヘルス事業を導入し、運営ができるよう、先進的なデータヘルス事業を体系的に整理、パッケージ化し、平成30年度のデータヘルス計画（第二期）の策定を見据え横展開する。										◎				◎厚生労働省
249		健全な民泊サービスの普及	訪日外国人旅行者数	訪日外国人旅行者数	第193回通常国会に提出した「住宅宿泊事業法案」により、住宅宿泊事業を営む者に係る届出制度並びに住宅宿泊管理業を営む者及び住宅宿泊仲介業を営む者に係る登録制度を設ける等の措置を講じ、民泊サービスの適正な運営を確保する。										◎				◎国土交通省
250		JNTOによる訪日プロモーション事業（ICTを活用したプロモーション）	–	訪日外国人旅行者数	ICTを活用した個人旅行客に対するきめ細やかな情報提供を強化し、地方誘客と消費拡大を図る。また、国際的に活用が進んでいるデジタル・マーケティングを活用してPDCAを強化し、プロモーションの向上を図る。										◎				◎国土交通省
251	○	地方の計画雛型の作成と計画策定支援	地方の計画策定数	–	– 平成29年度秋頃を目途に計画雛型を作成し、地方公共団体向けの説明会を実施。平成32年度末までに、策定義務となっている全都道府県での計画の策定を目指す。											◎	○	○	◎内閣官房、関係省庁
252	○	地域におけるデータ利活用の環境整備	–	–	– 地方公共団体が保有するデータについては、個人情報の保護を図りつつ、適正かつ効果的な活用を積極的に推進することが必要。 – このため、地方公共団体が保有する個人情報に関する非識別加工情報の仕組みの円滑な導入を支援するため技術的助言等を行うとともに、平成29年度に非識別加工情報の作成を共同して委託できる仕組み等の検討を行い、結論を得る。 – これにより、個人情報の活用による活力ある経済社会及び豊かな住民生活を実現する。											◎	○	○	◎総務省
253		交通制約者及び歩行者の移動支援システムの開発・実証及び普及促進	PICS（歩行者等支援情報通信システム）の仕様の策定	高度化PICSを運用する都道府県数	平成28年までに実施した基礎調査の結果を踏まえて、平成29年にモデルシステムの整備及び実証実験を行い、この結果を踏まえて、平成30年度以降にPICSの高度化、普及に向けた取組を行う。											◎			◎警察庁
254	○	国際的なデータ流通環境の整備に向けた、日米インターネットエコノミー政策協力対話、日EU間でのデータエコノミーに関する対話やG7等の場を通じた、諸外国との協調の推進	–	–	–														内閣官房、個人情報保護委員会、総務省、経済産業省、外務省
255	○	AIネットワーク化が社会・経済にもたらすインパクトやリスクの評価の国際的な共有、関連する社会的・経済的・倫理的・法的課題の解決に資するガバナンスの在り方に関するG7、OECD等の場における国際的な議論を通じた検討の推進	–	–	–														◎総務省
256	○	日EU間で個人データの円滑な越境移転のための環境を整備するための、日EU間の相互の円滑な個人データ移転を図る枠組みの構築に係る戦略的な取組を推進	–	–	–														◎個人情報保護委員会、内閣官房、総務省、経済産業省、外務省
257	○	個人データの越境移転を引き続き促進するための、企業認証であるAPEC越境プライバシールール（CBPR: Cross Border Privacy Rules）システムの推進	–	–	–														◎個人情報保護委員会、◎経済産業省、内閣官房、総務省、外務省
258	○	株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構（JICT）を活用し、我が国の事業者による海外での通信事業を支援することを通じて、官民データ活用の基盤となる通信インフラの海外展開を促進	–	–	–														◎総務省